

実的な解決方法であるかのように思われる。

Ⅲ 結びにかえて

以上の記述は、我々共同研究者が脱冷戦期の「東アジアにおける国際秩序の再編」という問題意識を持って進めている研究の暫定的な成果の一部を「研究ノート」としてまとめて掲載したものであるが、その内容を一瞥するだけでこれらの研究には多くの問題が残されていることが分かる。

まず第1は、1990年以後の東アジア地域においては、従来のようなイデオロギーに基づく冷戦状況は薄れてはいるものの、その反面に自国中心主義の傾向が次第に強くなっている傾向があるという点である。その中で、過去の歴史的な遺産を持つ東アジア諸国間には、国民意識のギャップが見られ、対立が露呈されている。こうしたギャップを埋めていく上で、東アジア諸国の教育と交流は、ますます重要になっていくであろう。

一方、安全保障の問題では、東アジアの「安定と平和」問題をめぐって、「日・米・韓」3ヶ国の協議体が形成され政策調整協議を行っているが、それに対抗して「中・ロ・北朝鮮」という北方「3ヶ国」政策調整協議体が形成されつつある。東アジア地域の安定と平和を確保するために、これら二つの政策調整協議体を網羅した地域機構を形成する条件は何であろうか。それに関する研究も今後必要になっていくであろう。

さらに、経済面では、東アジア地域における自由貿易機構の設置構想である。これとの関連では、既に経済関係が緊密な日本と韓国の経済人が合同会議を開催し、その共同宣言で「日韓自由貿易協定」(FTA)の締結を促している状況である。日米、日中、日ロ間の経済的相互関係が深化するなかで、こうした問題はどのように解決すればよいのであろうか。これらの問題は東アジア国際体制の再編に関する研究の緊急さを物語っている(以上、郷田)。

(3) パソナリティ (personality) の相違と国際政治状況の変動

日本の朝鮮半島に関する政策は、指導者たちのパソナリティの相違とそれが国際政治環境に連動することによって、変化する傾向が非常に強い。特に、その例は日本人拉致問題との関連で見られ、小泉政権がその良い例である。

つまり、歴代の政権は拉致疑惑に関する問題を北朝鮮との国交正常化までに決着をつけるという、「出口論」の立場を強くとる傾向であったが、「対米基軸外交」を一層重視する小泉政権では、拉致問題の解決を交渉再開の前提とする、「入り口論」に傾いている。

同様に、パソナリティの相違による政治状況の変動はアメリカにおいても見られる。特に朝鮮半島に関する政策についてはクリントン政権とブッシュ政権との間に見られ、それは現在の米韓両国の対北朝鮮政策について微妙な差異を表している。

(4) 小結

朝鮮半島の問題解決について、これまでに、「三者会議」、「四者会議」、あるいは「六者会議」など様々な構想が提案されている。周知のように、日本は朝鮮問題の解決の形態を議論する交渉の場に直接参加できることを望んでいるものと思われる。こうした点では、ロシアも同様であろう。朝鮮半島に関する問題は主として南北朝鮮自らが解決する問題であることは言うまでもないが、地政学的に、特に安保面での重要な利害関係を持つ周辺諸国の主張を完全に排除することは、朝鮮問題を平和的に解決する上で現実的であるとは言えない。

前述したように、朝鮮問題の解決のために行われている交渉に対応するため、六ヶ国による二つの友好国集団が形成され、南北朝鮮の立場を支援するために、それぞれが集団が独自の協議しているのが現実である。したがって、現在の国際政治環境のなかでは、「六者会議」あるいはそれをさらに拡大した交渉の協議体を設置した方が、朝鮮問題を解決するより現

様であり、日本が米国を支持するようになることは言うまでもない。このような文脈のなかで、北朝鮮の金正日の中国訪問やシベリア鉄道によるロシア訪問を考察する必要があるし、また、それとの関連で朝鮮半島の解決に関する問題で、日・米・韓の「三国政策調整会議」と中・朝・ロの北部におけるもう一つの「三国政策調整会議」という二つの友好国集団が激しく対立しているのが実態である。

さらに、日米と中国は経済的な相互協力の側面がある反面、アジア太平洋地域における対立の側面も著しい。特に、「自由貿易地域」(free trade area : FTA) の創設問題をめぐっての利害が対立している。それは、この「自由貿易地域」創設が地球大規模の地政学的な立場 (geopolitics) を大きく変える潜在的な可能性を含んでいるからである。例えば、経済的統合が政治的統合を導くと言う理論に立って考えれば、その発展の結果、東アジアにおいて主役になり得るのは中国であるからである。

中国の発展と将来は世界化なくしては考えられない。そう言う意味で中国の経済圏の一部として考えられる北朝鮮の自給自足経済政策は、中国から見ると、幼稚な現実否定に近いものとして見えるに違いない。中国はASEAN 10ヶ国連合の結成を提案している。これは勿論中国の国内市場を開放すると言う意味もあるが、それ以上に中国商品の海外輸出を意味するものであり、急速に政治大国化する中国がASEAN諸国を引きつけるものである。そう言う意味で、中国の提案する「自由貿易地域」の創設に関する提案は、経済的な意味を持つ提案というよりは、むしろ政治的な意味をより強く持つ提案で、東アジアにおける日米両国の利益と拮抗する性質のものである。その上、日本は、もはや1980年代や1990年代初期のような経済力を持つ国家ではなく、また日本の地政学的位置が占める重要性を経済的な側面から補う役割を果たせないでいる。したがって、日本は政治、経済、軍事的に米国の同盟国として、米国の支援を得ざるを得ない。こうして、東アジアにおける日米中間の新しい冷戦状態はしづかに強化されているかのように思われる。

東アジアにおける国際体制の再編成について

め、2002年2月、ブッシュ大統領「年頭教書」(The State of the Union Address) のなかで「悪の枢軸」(Axis of evil) の3ヶ国の一国として指称された北朝鮮と米国の関係は急激に悪化し、北朝鮮は逆に米国を「テロ集団の親玉」(kingpin of the terrorism) と名指して批判し対抗している。それだけではない。昨年12月には、北朝鮮の船と思われる「不審船」が日本の海上自衛隊によって、中国の経済水域で「撃沈」されたが、北朝鮮と友好関係にある中国は、「不審船」を引き揚げて調査しようとする日本に、中国の主権尊重を理由に船体の引き揚げに反対の意を表している、日本と中国は不審船に関する立場が異なっている。

また、9月同時多発事件以来、「テロの撲滅」と「人道主義」に対する見解には多くの国家が賛成を表明し、タリバン政権に対する攻撃に対しても支持していたが、その立場には自国中心的な動機が強く見られる。特に、中国の場合は、中央アジア少数民族とチベットの中国からの分離独立運動を抑圧する手段として「テロの撲滅」という概念が用いられるふしが強い。

また、米CIA長官Tenetが3月19日の上院軍事委員会における公聴会で述べたように、「テロ作戦における日本の軍事的役割」を米国が奨励したことを、中国は日本の再軍事化を米国が支持しているものと見なし、米国が東アジア地域において、「中国の犠牲の下で、影響力を強めている」と、いうことで米国に対する警戒感を持っている。

そして、「人道主義」の尊重を主張する米国との間には、中国の反体制人権活動家の抑圧問題をめぐって対立している。こうした中国の立場が鮮明に現れたのは、2002年2月20日に北京で行われた「江沢民 - ブッシュ共同記者会見」(joint conference) であった。

このような立場をとっている中国は、有事事態が発生する際には、北朝鮮は「悪の枢軸」の一国であると主張する米国を支持するよりも、むしろ「悪意の敵対政策」(vicious hostile policy) をとっている「米国帝国主義」(American imperialism) と闘うと言いつづける北朝鮮を支持する可能性が大きい。米国の同盟国としての日本は状況認識の点で米国とほうぼう同

に基づき日朝国交正常化交渉の過程で、日本も対応しているかのように思われる。

また、戦後の日本にとって未解決のままに残っている問題は、北方領土の返還である。日本とロシア（ソ連）との北方領土返還に関する交渉の歴史は、1951年以来、平和条約の締結と共に長いが、北方領土を返還してもらうために、日本外交にとって何よりも必要なのは東アジア国際環境における安定と平和の確保である。そのためには、東アジアの国際秩序の“急激な変革”ではなく、今なお依然として残っている「冷戦体質」を平和と安定を基盤とする「平和体制」へ再編成し、最近目立つようになった新しい冷戦状態への潮流を食い止めることであろう。このような安定した平和的な国際環境なくしては、日本の国内でいくら、いわゆる「二島返還論」や「四島返還論」を議論してみても、北方領土の問題を解決することには繋がらないように思われる。それは、最近、議論されている北方領土返還に関する「モリ（森）構想」とか、1951年10月19日に行われたサンフランシスコ条約を審議した「衆議院特別委員会」で、西村熊郎条約局長が行った発言が蒸し換えて議論されていることから察知できる。

また、人道主義問題への対応も日本外交における大きな問題であるが、この問題との関連では、拉致問題とテロリズム問題の解決が重要であるかのように思われる。現在、日本人拉致問題の解決が日朝国交正常化交渉に重要な懸案議題になっているが、その解決は容易なことではない。そして、日本人拉致問題は、（従来は日朝国交正常化交渉の重要な問題として扱ってなかったが）、今や、交渉における重要な交渉項目になりつつある。

（2）東アジアの国際環境と「新冷戦」への回帰

2000年9月11日のニューヨークにおける同時多発テロ事件やアフガニスタンにおけるタリバン政権の崩壊以後、東アジアにおける国際環境も急変している傾向である。まず、米朝関係を見ると、クリントン前大統領時代に見られた米朝間の友好ムードはブッシュ政権の下で次第に悪化しはじ

東アジアにおける国際体制の再編成について

係が悪化すると日朝国交正常化交渉も中断するという傾向が見られる。したがって、日本の朝鮮半島政策は、端に日本の朝鮮半島に対する「独自の政策」によって遂行されるというよりは、日米同盟に基づく米国のアジア政策と密接な連携関係を持ちながら遂行されている性格が強く見られる。したがって、日本の朝鮮半島政策および東アジア政策を研究する際には、米国のアジア政策の考察を抜きにしては考えられない。しかし、ここでは、共同研究の中間的（暫定的）な研究の一環として朝鮮半島および東アジア地域に対する日本外交を規制する諸要因を概括的に考察してみたいので、米国の東アジア政策に関しては必要最小限に留めておきたい。

（1）地政学的要因

脱冷戦時期に入っているとされる今日において、イデオロギーが持つ意味が冷戦時期のように強くはないと言っても、いまなお否定することはできない。しかし、ここでは、イデオロギーに基づく外交政策の遂行よりも国家利益を優先している時期の入っているという意味で、日本外交におけるイデオロギーの果たす役割は暫く保留し、その反射として行われる地政学的側面と安全保障の側面について考察してみたい。

地政学的な観点で日本外交に大きな影響を及ぼしているのは、朝鮮半島および日本の北方領土の問題であろう。まず朝鮮半島について考察してみると、日本は13世紀のモンゴルの来襲、19世紀末の日清・日露戦争をはじめとして、朝鮮半島とは密接な関係を持ち、今日においてもそうした関係に変わりはない。

特に、今日においては、地理的な隣接が日本の安全保障問題と連繋して、その重要性を大きく増している。このこととの関連では、北朝鮮が行っているという「核開発」とミサイル開発が地理的に隣接している日本に脅威感を与え、日本の対外政策の姿勢に大きな影響を与えているという事である。もちろん核開発問題やミサイル開発問題は、米朝関係の懸案問題になっているが、日本にとっても大きな問題で、米国と同様な共通認識

6) アジア地域への政策の調整

7) 航空輸送におけるハブ・アンド・スポークの枠組み構築

アジア地域では日本をはじめまだ不況からの本格的な脱却ができていない。その中で新国際秩序を構築するには、完全なプログラムを用意してからの出発でなく、着手できる案件から部分的にでも取り組むという行動こそが今まさに必要になっている。

日本の朝鮮半島および東アジア政策

郷田正萬

はじめに

1990年以後の脱冷戦期における日本の対外政策は様々な側面において、それ以前における政策と異なる点が多く見られる。その政策の転換が最も鮮明に現れたのは、1991年1月から始まった日朝国交正常化交渉であろう。

周知のように、韓国との国交正常化は、14年間に亘る正常化交渉の結果、日韓基本条約締結という形式で1965年に締結されたが、北朝鮮との国交正常化交渉の開始までは、日韓両国の国交正常化締結後、さらに26年間を待たなければならなかった。

しかし、世界的な規模で展開された冷戦の崩壊の新しい状況に伴い、1991年から1992年まで開始され日朝国交正常化交渉は、北朝鮮の「核開発」と関連する問題で第8回の会議を最後に中止されたが、2000年4月に平壤で再開され、2000年11月の第11回の会議を開催した後、再び中断のままになっている。こうした日朝国交正常化交渉の進行を考察してみると、日本の対北朝鮮政策は核問題などをめぐる米朝関係の進展と連繋して進行していることがよく分かる。つまり、米朝関係が順調に進行して行けば、日朝関係の正常化交渉も米朝関係に合わせて順調に進展して行くが、米朝関

表2 2000年のアジア主要国人件費比較
(単位：US\$/1時間)

日本	25
韓国	10
マレーシア	2
インドネシア	0.5
タイ	2.5
シンガポール	9
台湾	10
中国	1.5

総合評価では中国製に需要が殺到することからも、競争力を高めている現状が明らかである。

(7) 日韓産業構造の再構築

企業環境で見ると、アジアの経営資源は日韓からすでに、アセアンと中国にその優位性が移転している。そこで、日本や韓国はどのような枠組みで新国際秩序の構築を図っていったらよいのであろうか。ここでは新国際秩序に関するいくつかの提言を考察する。

- 1) アジア地域をアセアン10カ国と日本、韓国、中国のいわゆるアセアン+3 (アセアン・プラス・スリー) で設定する。これは現在のアジア諸国の直接投資動向からも現実的な地理的枠組み設定であろう。
- 2) アセアン+3での産業・製造業の再配置を考える。
- 3) 人材育成に関する積極的な協力
 - 一般労働者の技能向上
 - 管理能力の拡充
 - 経営者レベルでの密接な交流
- 4) ベンチャービジネス育成への共同事業
 - インキュベータ・プログラム
 - ベンチャーキャピタルの導入
- 5) 基礎研究への協力体制
 - 費用とリスクの共同分担

日韓のいずれもが各々の高度成長期に重化学工業化を志向し、社会資本整備や輸出産業へと育ててきた。今まさに次の主力産業を立ち上げ、両国のみならず周辺諸国をAPECの視野から捉えた市場の形成に向かうべく、政府間レベルの情報インフラ等の整備を中心とする政策協調と、民間企業間の競争促進が平行して進められるときである。

(6) 製造業に見る日韓関係を取り巻く企業環境

2000年6月の南北朝鮮首脳会談は、産業界にも大きな景気浮揚の期待をもたらした。2000年におけるアジア地域の生産面からの状況を数字でおさえてみると、北東アジアの政治環境好転の期待感とは別に、主要工業製品特に電気電子機器における生産数量では、中国シフトが明確に見てとれる。

表1から、主要5品目の電気電子機器では、日本がシェアトップなのはDVD、韓国では携帯電話である。それ以外の3品目はいずれも中国、アセアンに主要生産拠点が移転している。その主な理由は人件費格差である。

製造業における競争優位は単純な人件費比較ではわからない。そこには労働者の熟練度や基礎教育の水準、勤労意欲など多くの付随的な要素が関係するからである。しかし、近年の中国製製品の信頼性は急速に高まってきており、費用対効果すなわちヴァリュー・フォー・マネーで見た場合の

表1 2000年アジア域内、主要品目別の生産数量
(単位：万台)

	日本	韓国	中国	ASEAN
カラーTV	4.6 6.50%	10 14.20%	30.8 43.80%	24.9 35.40%
VCR	4.5 10.10%	4.55 10.20%	12.5 28.00%	23.1 51.70%
DVD	6.76 49.60%	0.26 1.90%	2.9 21.30%	3.7 27.20%
携帯電話	50 31.10%	63 39.10%	35 21.70%	13 8.10%
PC	4 16.00%	5.68 22.70%	10.3 41.20%	5 20.00%

東アジアにおける国際体制の再編成について

訴たものである。

日米韓の中で、これからもどの国のどの企業が次の新製品の標準仕様を勝ち取るかは、熾烈な競争が続くであろう。その競争は常に資源配分の効率をもたらす枠組の中で行われなければ、競争相手の企業ではなく各国の消費者にとって不利な状況を導くことになる。関係する政府はそのような枠組づくりを明確な方針の中で示し、民間企業の活性化を図っていくことが重要である。

(5) ベンチャー企業の育成協力

日本ではバブル経済崩壊後の不況の中で、この数年IT分野、メディア分野、テレコム分野での成長企業が登場し、店頭公開、上場を果たしている。また2000年4月からの介護保険法施行を受けて、介護分野でも企業の参入が相次いでいる。

同様の現象は韓国でもある。

	月間設立数	
2000年3月	458社	
4月	543社	
累計	6547社	(韓国 産業資源省 速報値)

韓国のベンチャー企業の特徴はやはりインターネットを中心とする分野での創業であり、累計件数では1998年末の3倍強になっている。

いわゆるe-ビジネスでは、企業が国境を超えて販売などの事業活動を行うことは当然のことである。企業が開くホームページは、決して大企業だけのものではなく、むしろ広告やダイレクトメールを行う経費のない企業にこそビジネスチャンスが舞い込んでくる。従来からの系列や商慣行に捕われず、より良いものをより安く提供できる企業には世界中から注文が届く。

企業ベンチャー企業の育成に関しては、日本国内で投資先のない資金が、創造性に富み開発力に優れた企業への投資家（エンジェル）となれば、まさに次世代へ向けた新産業の育成になろう。

一括教育は何らかの成果をあげているものの、経営幹部の育成には時間も予算もかけていない。一方韓国の企業では、選抜された一部のエリートグループに対し、十分な予算と人を割いて留学なども含む教育研修を実施している。これからさらに人材が何よりも重要な生産要素となるので、人材開発の経験やノウハウなども、特定国が資産として抱え込むのではなく、これらの蓄積されたものは共有して、人作りに協力しながら役立てていく必要がある。

(4) 競争条件を整える民間部門

政府間での政策協調がある一方で、民間部門ではより一層の競争が資源配分を高め、企業の経営意欲を動機付けることになる。企業の論理はすでに先行しているのは通常であり、IBMの一般ユーザー向け最高仕様のパーソナル・コンピュータは、既に韓国で生産され日本市場で販売されている。すなわち企業は、最適生産拠点戦略のもと、より良いものをより安く調達でき、消費地への輸送搬送に適した生産のロジスティックスを考えるのである。そのような拠点展開が市場原理で行われ、競争要因が高められるような条件整備こそが政府の役割であろう。競争制限的な企業行動にこそ政府は注意を払い、自由競争が維持されることが何よりも重要である。

しかし、今日脚光を浴びているIT（情報技術）関係の場合には、社会資本投資が莫大になり、公共性が高い分野でもあるので、慎重な対応が必要になる。すなわち一企業が開発した仕様がローカル・スタンダードとして使われていくうちに、業界標準のデファクト・スタンダードになる。これが世界標準のグローバル・スタンダードになるに及んで、企業の支配力は圧倒的なものになろう。従来の自動車や家電などが、さまざまな意匠や工夫で大企業のみならず中堅・中小企業の市場参入を可能ならしめていたのに対し、IT分野では大きい企業はより大きくなる仕組みを持っている。2000年4月に一審に敗訴したマイクロソフト社の閲覧ソフトのOSとの組み合わせ販売は、アメリカ司法省がその市場支配力に対する警告として提

東アジアにおける国際体制の再編成について

に必要とされる公的資金の追加注入も42兆ウォン（約370億ドル）に達するといわれている。この結果、いわゆる不良債権比率はピーク時の20-30%から、昨年末で11.3%まで低下してきた。不良債権比率の低下は、タイの38.6%やインドネシアの32.8%に比べても大きく低下し、安定方向に向かっている。（図1）事実、金融機関の数で見ても、1997年6月には26社あった都銀・地銀が2000年4月には17社に減っており、総合金融会社も、同じく1997年の30社から14社に激減した。このような不良債権処理は自国の経済発展のひずみを膿として出すだけでなく、諸外国の信頼を高めて貿易や投資を呼び戻すもっとも確実な手段である。

（3）日韓の政府間協力

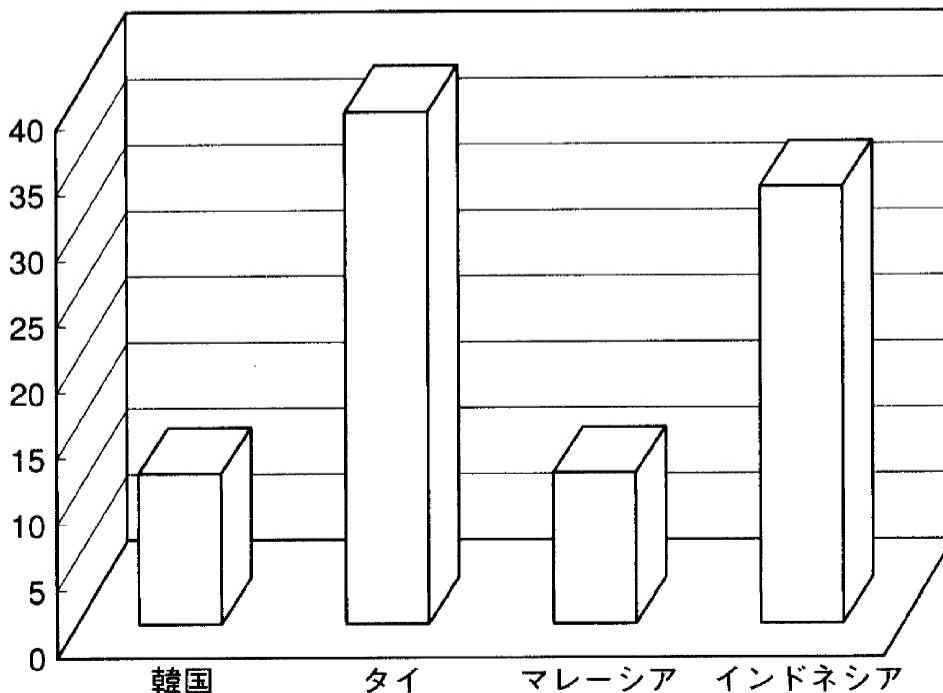
日本と韓国は地理的に最も近い関係でありながら、歴史的に複雑な課題を抱えてきた。しかし金大中大統領就任後、日韓関係が大きく新たな段階に入ったことは特筆すべきことであろう。政府間の関係においても、過去の諸問題に一定の確認をした後、今後両国関係をどのように構築すべきかを考えていこうという、きわめて建設的な方針が貫かれている。あたかも朝鮮半島の南北関係に対して、太陽政策をとるごとく、前向きの積極的な協力関係を議論する段階に入った。その場合、日韓関係を2国間だけで考えるのではなく、太平洋をはさんだアメリカも含むAPECのような枠組で考えることが必要である。政府間レベルでは、貿易・投資の促進だけでなく、IT（情報技術）の動向をにらんで、日米韓3カ国の枠組を考えると、太平洋を跨いだ地域統合が形成できる。その中で情報通信、人材育成など進めていくことで、より現実的な連携が可能になろう。APECの人材育成部会では、指導者を養成する 트레이ナーズ・トレーニングを行ったり、経営幹部や管理者の育成プログラムの比較を通じて、先進事例から後発国が学ぶことも出来る。この場合の先進あるいは後発は、一人当たり国内総生産ではかならずしもなく、日本が経営者の人材育成ではかなり遅れていることも事実である。日本企業の多くでは、新入社員から実施されている階層別、

国会で取り上げられたいわゆる旧住宅専門会社（住専）の事例に似ている。日韓いずれの金融当局も、韓国の総合金融会社と日本の旧住専に対し、資金供給を制限しきれなかったことは共通している。特に韓国では財閥グループの会長室権限が強大で、チェック・アンド・バランスが効かなかった。また財閥内の各企業の経営の自立性確保が重要な課題として指摘されていた。これら財閥の内包する諸問題は、IMF（国際通貨基金）の融資条件（コンディショナリティ）である。金大中大統領就任直後のクリントン・アメリカ大統領とのワシントンにおける会談でも、融資条件の早期の完全実施が確認された。これを契機に欧米の積極的な金融機関や投資家は改めて韓国の成長性に着目し、少しずつ韓国市場に戻りつつある。

（2）アジア経済危機後の韓国の現状

IMFの融資条件を実施することは、公的部門の縮小、公共投資の圧縮だけでなく、民間部門への影響が大きかった。1999年末までに、金融期間健全化のための公的資金は64兆ウォン（約562億ドル）にのぼり、2000年内

図1 アジア4カ国の不良債券比率（%）



東アジアにおける国際体制の再編成について

向けての基盤が形成されると考えられる。もちろん、そのなかで日本国内の産業や雇用・職業などをどのように再編していくかという困難な問題もある。しかし、問われているのは日本（人）の主体的な姿勢であり、それなくしては「ズレ」の克服も新たな関係の構築も困難となろう。

「東アジアの戦略的提携の構築」日韓産業構造の一考察

田中則仁

（1）アジアの経済環境

1997年7月2日のタイ・バーツのドル・ペッグ制離脱を契機に発生したいわゆるアジア経済危機は、過去20年間のアジア諸国の成長のひずみをさまざまな面で顕在化させた。アジア経済危機の本質は国によって異なり、この3年間における回復過程にも基本的な違いが見て取れる。

タイでは1980年代からの急速な経済成長と社会資本整備の立ち遅れによる格差がおこしたボトルネック現象が道路の渋滞などとして有名である。この度の危機では制度の問題が金融面でもみられ、欧米短期資本の流入に対して有効な通貨金融政策を処方し得なかったことが問題を引き起こし深刻化させた。インドネシアではスハルト元大統領の長期政権による政治腐敗が人心の荒廃をもたらし、規律の低下が生産性の回復や経済成長にも未だ先行きの見えない不確実性をもたらし、メガワティ政権にのしかかっている。

韓国においては、財閥（チェボル）の経済構造における支配力が、経済主体に強い不透明感を与え、市場の活性化や競争圧力を削いできた。財閥（チェボル）はこれまで韓国の経済発展の大きな牽引力という役割を果たし、1970年代以降80年代には国内総生産の拡大と6大重点産業の発展に大きく寄与してきた。しかし、韓国の都市銀行や地方銀行への金融監督当局の厳しい監視をのがれるように、総合金融会社が資金の供給者として金融資本市場の攪乱要因になっていった。この経緯に関しては1996年に日本の

問題や朝鮮半島情勢によって、「自国の防衛力増強」を意識している点が目立つ。しかし第2に、「相互理解」や「地域的な安保体制」もあがっている点にも注目すべきであろう。この点で、日本（人）が先にみた日本に脅威または不安を感じる隣国民の心情を考慮しながら、北東アジア地域における安全保障の枠組み形成にどのようにかかわっていくのか、が課題として生じているとみられる。

（6）問われる日本（人）の主体性—「ズレ」の克服にむけて

以上、朝日新聞社による2つの調査結果を手がかりにして、日・中・韓3か国の国民の意識を比較してきた。

その比較を通じてなによりも注目すべき点は、日本（人）と中国（人）、韓国（人）との間の「ズレ」であろう。もちろん、こうした「ズレ」は通常同一国民の間でも生じていることであって、ましてや他国民間では当然のこと、と考えることもできよう。しかしにもかかわらず、この「ズレ」は「歴史問題」に対しても、深まりつつある経済関係に対しても、さらに北東アジア地域における安全保障問題に対しても生じており、いわば構造的な性格をもつと思われる。しかし、多くの日本人は通常こうした「ズレ」を意識化あるいは対象化することは少ない。あるいは場合によっては、こうした「ズレ」の意識化が自己を破壊するかもしれないという恐怖を敏感に感じとって、タブー化しているのかもしれない。しかしいずれにせよ、「ズレ」を意識化しないで放置すれば、日本（人）は孤立をまぬがれないだろう。

もちろん、意識化すれば「ズレ」が克服されるわけではなく、日本（人）の主体的な努力が必要とされる。それは一言にしていえば、明治以来の「脱亜入欧」やその戦後版的性格と冷戦下の性格をあわせもつ「脱亜入米」から「入亜入欧米」への転換である。いいかえれば、米国一辺倒あるいは米国依存から脱して日本（人）独自の姿勢をもつことである。こうした日本（人）独自の姿勢あるいは主体性をもつことによって、「ズレ」克服へ

東アジアにおける国際体制の再編成について

が64%と群をぬいて多く、中国人では「米国一極支配」50%、「中台問題」41%、「日本の軍事力の拡大」33%、韓国人では「朝鮮半島情勢」64%、「日本の軍事力の拡大」31%、と回答されている（2つの選択回答で数値は選択肢ごとのもの）。01年の調査でも、これとはやや異なる設問の仕方をしているが、軍事的に脅威を感じる国として、日本人では「北朝鮮」43%、中国人では「米国」69%、「日本」20%、韓国人では「北朝鮮」50%、「日本」30%、とほぼ同様の結果となっている（1つの選択回答）。以上の結果から明らかなように、第1に、日本人と韓国人では「北朝鮮」を中心とした朝鮮半島情勢、中国人では米国あるいは中台問題とかかわる米国、というように各国民をとりまく固有の状況をあげている。しかし第2に、これとともに中国人、韓国人ともに「日本」をあげている点が注目される。

とくに後者とかかわって、多くの日本人は、中国人、韓国人が日本に脅威あるいは不安を感じている点について、意外な思いをいただくかもしれない。しかし、この点については、すでに99年調査で「日米防衛ガイドライン関連法」の設問で、日本人では「抵抗感がある」40%に対して、韓国人では53%あったこと、また01年の調査で「テロ対策特別法」による自衛隊の海外派遣に対して、「不安を感じる」が韓国人では57%、中国人では61%あることを考慮すれば、この点でもまた「ズレ」の存在を指摘できるだろう。

こうした「ズレ」をかかえながら、「アジアの平和と安全保障にとって大切なもの」という99年の調査で示された回答は次の通りである。日本人では、「核廃絶への努力」50%、「国連の機能強化」47%、「相互理解」45%、「地域的な安保体制」39%、韓国人では、「自国の防衛力増強」49%、「相互理解」48%、「国連の機能強化」47%、「核兵器による抑止」38%、「地域的な安保体制」39%、中国人では、「国連による機能強化」58%、「自国の防衛力増強」56%、「相互理解」47%、である（3つ選択で数値は各選択肢ごとのもの）。以上の結果から、第1に中国人や韓国人では中台

回答しているのである。少なくとも中国人・韓国人の国民の意識のレベルでは、日本は「置いてき堀」にされており、かわってアメリカに期待が寄せられたり、また韓・中の関係強化への期待が目立つ。経済の分野においてもまた、日本人と中国人・韓国人との間の「ズレ」が生じていると云ってよいだろう。

そして、この「ズレ」を、実際、多くの日本人が実感しつつある、ともいえよう。一方では90年代の経済危機あるいは低迷のなかで自信喪失状態にあり、他方では中国経済の高度成長をみているからである。とくに後者の中国経済の成長が単に中国内部のこととしてすまされるわけではなく、中小企業を含む企業の工場移転、それに伴う日本国内の産業空洞化や失業増大など、日本の経済にいわばマイナスの影響を与えていることを実感しつつある、と云ってよかろう。日本と中国・韓国との間で経済関係の強化、一体化が進むなかで、3か国の経済関係のあり方とそれに伴う日本国内の再編成とが連動するという問題に対して、その見通しを得られないことに、多くの日本人は不安やイラ立ちを感じている。そこから「中国脅威論」も生じてくるのである。

こうした影響もあって、01年の調査で3か国がEUのような経済面で結びつきができるかという設問に対して、日本人では「できると思う」12%、「そうは思わない」71%となっており、中国人の各々32%、68%、韓国人の各々33%、67%、と比べて否定的な意見の多さが目立つ。もちろん、中国人、韓国人でも否定的な意見が多いが、日本人以上に、この2か国の間での関係強化が進む基盤が少なくとも国民の意識の上で生まれつつある、と考えられよう。

(5) 安全保障に対する意識—高まる日本への警戒

次に軍事関係を中心とした安全保障に対する意識をみることにしよう。

まず、アジアの安全をおびやかす要因として何をあげているかが問題となるが、99年の調査結果は次の通りである。日本人では「朝鮮半島情勢」

姿勢（心理的なものを含めて）にある、と考えられる。

（４）経済分野における３か国の関係強化と高くない日本評価

「歴史問題」に対する韓国人・中国人と日本人との間の「ズレ」が各国民の意識の内容に大きな影響をもたらしているが、一方では経済などの分野で３か国の関係の深まりがみられるのも事実である。こうした状況が、01年の調査結果にも現われているとみてよいだろう。すなわち、今後３か国で関係を深めたらよいと思う分野では、ともに「経済」をあげており、他の選択肢を引きはなしている（日本73%、韓国80%、中国66%）。この経済分野での関係強化に対する期待の中で、とくに中国に注目が集まっている。日・韓・中・米のうち今後10年間で経済がもっとも成長する国として、３か国とも「中国」をあげており（日本では64%、中国では76%、韓国では78%）、また10年後にアジアでもっとも影響力のある国としても「中国」をあげている（日本では54%、中国では82%、韓国では74%）。中国人は「改革開放」以後の経済成長に自信をもち、日本人と韓国人は景気回復のテコとして中国に注目しているとみられよう。

しかし、こうした経済での３か国の関係強化が期待されるなかで、中国人・韓国人の日本への期待や評価は高くない。99年の調査で、「これからのアジアの経済にとって、日本、アメリカ、中国のうち、どの国の影響力が強いのが望ましいか」という設問に対する回答がそれを物語っている。日本では「米・日・中」35%、「日・米・中」22%、「日・中・米」16%であるのに対して、韓国では「米・日・中」が35%あるものの、「米・中・日」24%、「中・米・日」15%が目立つ。中国でも「中・米・日」27%、「中・日・米」22%、「米・中・日」15%、となっている。日本人がいただいている期待あるいは自己評価よりも、韓国人や中国人は低く評価している。この傾向は01年の調査結果にも現われている。「中国にとって、経済の上で、今後、関係を深めたらよいと思うのは日本、アメリカ、韓国のどれか」という設問に対して、中国人自身、アメリカ58%、韓国27%、日本15%と

調査では、日本人では「決着した」23%、「決着していない」70%であるのに対して、韓国人では実に94%が「決着していない」となっている。調査データはないが、中国人の場合も韓国人と同様の傾向がみられるだろう。

しかし、この「ズレ」は単なる数量的な問題ではなく（日本人でも「決着していない」が70%ある）、その理由こそが問題なのである。99年の調査では、「決着していない」と認識している韓国人の場合、「過去に対する謝罪が十分でない」35%、「歴史認識や教科書の記述に問題がある」23%が注目されるのに対して、日本人の場合は同じ選択肢では20%、13%であり、10ポイント以上の差がみられる。そして、こうした「ズレ」が「過去の問題について、日本が一番力を入れるべきだと思うのは、どんなことか」という問題にも「ズレ」を生じさせるのである。韓国人では「被害を与えた国に対する心からの謝罪」42%、「被害者への金銭的な補償」18%、また中国人も同じように各々39%、19%であるのに対して、日本人では「謝罪」が20%あるものの、「過去にとらわれない新たな関係作り」41%、「アジアへの積極的な貢献」21%、となっている。

以上の調査結果からみると、日本人の意識の特徴は、その大半が「歴史問題」に対して「決着していない」と認識しながら、同時に日本が一番力を入れるべき点として「過去にとらわれない新たな協力関係作り」や「アジアへの積極的な貢献」とが並存していることであろう。しかし、韓国人や中国人からみれば、この並存こそ日本人が「歴史問題」に真剣に向き合っていない状況を示す、といえよう。すなわち、日本人の多くが「歴史問題」に対して「決着していない」と考えるならば、まずもって「心からの謝罪」や「補償」「歴史教育の充実」をすべきであって、これを欠いた「新たな関係作り」はありえない、とみているだろう。したがって、それを欠いた日本人における並存状況に対して、韓国人や中国人は不信をもつといってもよからう。こうした「ズレ」をもたらす最大の原因は、歴史問題に対して「決着していない」と考える理由（認識根拠）とそれに対する

(2) 各国（民）に対する包括的な意識—中・韓の「嫌日」意識

まずはじめに、日・中・韓の国民が各国（民）に対して持っている包括的な意識をみることにしよう。その端的な現われである各国（民）に対する「好き、嫌い」意識は、99年の調査では、韓国（人）に対する日本人の場合、「好き」13%、「嫌い」12%、「どちらでもない」72%であり、逆に日本（人）に対する韓国人の場合は、「好き」10%、「嫌い」43%、「どちらでもない」48%、である。しかし、01年の調査では、韓国（人）に対する日本人の場合、「好き」21%、「嫌い」15%、「どちらでもない」61%、と「好き」が増加しているが、逆に日本（人）に対する韓国人の場合は、「嫌い」が57%となり、日本人とは逆の様相を呈している。また、中国（人）に対する日本人の場合、「好き」19%、「嫌い」16%、「どちらでもない」62%であり、その逆の場合は、「好き」13%、「嫌い」62%、「どちらでもない」23%、となっている（中国人の場合は、01年調査）。

以上の調査結果からも明らかなように、日本（人）に対する中国人・韓国人の包括的意識の特徴は、根強い「嫌日」意識であり、01年の調査ではその高まりがみられた点である。とくに01年では、歴史教科書の検定や小泉首相の靖国神社参拝問題が大きく影響していることはまちがいないだろう。これに対して、中国（人）、韓国（人）に対する日本人の意識の特徴は、「どちらでもない」が大半である点にあり、これは戦後、中国（人）・韓国（人）に対する「好き・嫌い」の思いやその表現が一種のタブーとなっていることと無縁ではないといつてよかろう。そして、こうした意識は日本人の「欧米志向」や「一流国」意識と根底でつながっているとも考えられよう。

(3) 「歴史問題」に対する「ズレ」—日本（人）への不信感

中国人・韓国人の「嫌日」意識の基底には、戦前の日本（人）の侵略戦争や植民地支配に対する抗議と戦後の日本人のこの問題に対する向き合い方を含む「歴史問題」への「未決着」という認識があろう。実際、99年の

得られそうなくつかの資料に触れてきた。今後48年～49年についても同様の作業を行い、早急に論文の形にまとめることで、国共内戦の激化、中華人民共和国の成立と続く過程でその後しばらくは封じ込められることになった戦後直後の中国人の日本観を明らかにしたいと考えている。

日・中・韓の国民間の意識の比較

横倉節夫

(1) 相互比較と相互影響

日・中・韓の国民がそれぞれの国（民）をどのようにみているのかを比較考察する場合、2つのレベルでの各国（民）間の相互影響を考慮する必要があるだろう。第1は過去から現在への歴史的時系列的な相互影響であり、とくに日本（人）が中・韓（および台湾・北朝鮮）の国民に対して行った戦前期やまた1980年代以後の諸政策、行為をぬくことはできない。第2は、こうした日本（人）の諸政策、行為が中・韓の国民の生活と意識に直接影響を与えているとしても、それぞれの国の内部での政治とくに政府の政策、歴史教育のあり方、経済あるいは企業の方針、メディアの姿勢、さらに諸団体の運動等が相互に影響を与えあいながら、国民の意識をつくりあげている点である。

本来ならば、こうした2つのレベルでの相互影響の分析の上立って日・中・韓の国民の意識の比較を行うべきであるが、以下では朝日新聞の行った調査結果を手がかりに若干の特徴を記すこととする。

注) ここで使用した朝日新聞による調査とは、1999年9月と2001年11月に行ったものである。データは、99年9月については『朝日総研レポート』No.141、01年11月については01年12月25日『朝日新聞』に記載のものを使用した。

東アジアにおける国際体制の再編成について

されていれば、そこに盛り込まれた内容からして、当時の日本観を知る上で貴重な資料を提供し得るものとなったろうが、その他の関連雑誌の発刊の有無を含めて今後の検索を必要とする。

47年には、日本の中国研究所から出された『中国研究所所報』1～10号があり、中国での日本問題研究の動向を紹介している以外に、当時の中国人の日本への強いまなざしを感じる現地レポートも載っている。例えば、その7号に作家謝冰心の「戦後における中国青年婦人の日本への関心」と題する報告があり、その中で謝は、一時帰国の折りに各地を回って日本の状況を紹介すると、彼女が日本のことを話す行為自体に「なんと出しゃばりな女だろう」との反応があり、特に南京では対日感情の険しさを感じた、それは、「なんとといっても、あの南京城攻撃の際に、日本軍が南京の市民に加えた鬼畜にも等しい殺戮行為に対する、悪夢のような記憶が原因しているようであった」と述べている。

また、発行は48年であるが、内容は46、7年時点の中国における日本理解を概括的に紹介している『中国の日本論』（中国研究所編、潮流社）がある。前述の平野義太郎を含む7人の中国研究者と日本問題研究者である中国人謝南光が執筆しており、3年来中国では日本をどう見てきたかを知る上では誠に便利な本である。

さらに現在、筆者は上海で当時発行されていた『文匯報』から関連記事を集めつつある。単行本もさがしているところだが、例えば47年発行の王芸生『日本半月』には、賠償問題に一節を設けて、当時日本から何をどの位賠償させるかを国際的に論じている状況を紹介し、それは中国がとりわけ注目すべき問題だとしている点が興味を引く（なお、中国における当時の賠償問題についての議論の経緯は、殷燕軍『中日戦争賠償問題』御茶の水書房、96年刊に詳しい）。

（4）小結

これまで、45年夏から47年までの中国人の日本観を知る上で手がかりを

ているのは国際問題研究者の宦郷である。彼の書く「消えやらぬ疑惑」には、「投降後の日本は口中蜜だらけにして、中国に対し“中国を討ったのは、全く仮借の余地なき錯誤である”とか、“今後の中日は必ず親善合作せねばならぬ”・・・とか甘い事ばかり」言っているが、「その実、日本人は心中依然として中国に対し驕慢であり、軽蔑して居る」、冷静に現状を観察してみると、「日本の統治者及び一般人民が・・・なお敗戦の教訓を悟らず、侵略の正義と和平に反するものとなることを悟って居らないことは明らかである」と記している。作者は敗戦後1年の日本の動きから、上のごとくに読み取ったのである。また、これほどには辛口でない石決明「日本の乞食と中国の三」中にも、「私はどっちかといえば神経質の方である。日本天皇と“満州国”皇帝との握手、東条と汪精衛との握手などの写真を見ると、どうも前者が後者を見下して、対等的な感じは少しも起らない・・・当時日本天皇や東条の溥儀や汪精衛に対する気持ちがマ元帥の場合まで行かなくても——勿論行く筈は無いが——多少でも対等的な気持ちがあつたら、戦争は幾分か延び得たであろう」と書くのは、戦後のマッカーサーへの屈從的な態度と比較する形において、歴史の真実を突いた指摘とすることができる。なお、この「対日箴言集」については後にふれる『中国の日本論』中の平野義太郎「中日新関係樹立の前提—新中国はいかに日本をみ、要望するか」が詳しく紹介していて、日本の一定の読者が当時読んで注目していた可能性をうかがわせる。

後者は、日本問題を研究する専門雑誌と銘打って8月15日付で改造出版社—おそらく先の日本語雑誌『改造評論』を出したのと同じ出版社であろう—から創刊号が出され、翌月2号が出されている。2号共に「対日論集」と題して最近の新聞記事を複数掲載しているのは貴重で、その中には賠償問題を論じたものが数篇あって、この時期に賠償に関する議論が民間でも起こり始めたことをうかがわせるものとなっている。また2号には、6人の執筆者による戦後1年来の日本の政治、経済、教育、マッカーサーの占領政策などを概括する文が載っている。もしも『日本論壇』がその後も出

東アジアにおける国際体制の再編成について

る。「青年の力が消しても消しやらぬ火である」のはどこの国でも当たり前のことなのに、日本では消えたままになっている。「日本の学生は戦時中猫を冠ってゐた。しかし戦争が終わって蓋をあけてみたら本当に猫になってゐた」のではないか。「現在の日本は崩れかかった封建的な建物を、老ひさらばえ、朽ち果てた和洋折衷の柱等で懸命に支へんとするだけで手一ぱいである」。これと似た状況下に、中国ではかつて五四運動や五三〇事件が起こり、学生たちは「政治的、社会的問題を……自分達の問題として受け入」れて立ち上がった、それは、学生の政治運動というよりも、「必然的に起こった本能的な救国運動である」、日本の学生よ、「どこかに保持してきたに違いない青年の“火”を……現実に復活して見せてくれ給え」というのがその論旨である。戦時中から日本の青年たちの動向を知る者の冷徹な観察力が感じられる内容で、この文を読んだ日本の学生の反応はどうだったのかを知りたいところである。

(3) 46年～47年

終戦から1年近く経過した頃の新聞報道には、日本の復興ぶりを伝える記事と共に、日本軍関係者に対するいわゆるBC級戦犯裁判や、中国人対日協力者に対するいわゆる漢奸裁判に関する記事が時々載るようになる。これは、現実にこれらの裁判が開始したことを反映するものであるが、それにとどまらず、さまざまな立場で日本の戦争に関わった者の生き様が問題にされている様子がうかがえる内容となっている（漢奸裁判についてはすでに詳細な資料集が出されており、BC級裁判についても徐々に資料が公にされつつある）。

他に46年で注目すべきものとしてあげられるのは、「対日箴言集」（箴言とは、戒める言葉の意）と『日本論壇』の存在である。前者は、6月に上海で発刊された日本語の雑誌『改造評論』創刊号に載ったもの（『中国』71年10～12月号に再録）で、専門を異にする33人の知識人が縦横に自らの日本観を語っていて読み応えがある。そのうち際立って辛口の論を展開し

当時の状況を知ることが可能になったが、例えば、中国共産党機関紙『新華日報』8月14日号には、「侵略戦争の元凶、日本の戦争犯罪人（一）」と題し、「戦犯に懲罰を加えることは単に報復するというレベルにとどまらない。これは、日本の軍国主義を根絶し、今後戦争を起こさせないようにする際に踏むべきワンステップなのである」として、東条英機を先頭に軍人指導者をずらりと並べ、さらに政治家、資本家の名を複数記している（拙文「中国は日本敗戦をどうみたか」、『銃後史ノート』復刊6号）。同紙は以後も、戦後の日本の動きを逐一報じると共に、社論でも「ポツダム宣言の立場を堅持して日本ファシズム権力を根絶せよ」と訴えている（8月16日号）が、軍国主義が復活する可能性を残すと思しき日本の動きには容赦ない批判を行っているのは、共産党系の新聞ばかりではない。

8月15日といえば、中華民国国民政府主席蒋介石がラジオを通じて行った「抗戦に勝利し、全国の軍民、および世界の人々に告げる演説」はつとに知られている。内容は8年間にわたって受けた苦痛と犠牲を回顧し、これが世界で最後の戦争になることを希望すると共に、日本人に対する一切の報復を禁じるもので、それゆえ当時の日本人には感激と共に受けとめられた演説だった。筆者が最近読んだ文にも、上海での敗戦時の体験として中国人に暴力をふるった日本人は仕返しを受けることがあったけれども、それも蒋介石の演説で止んだという一節があって（太田進「個人的体験をとおして中国人民共和国成立前後の時期をふりかえる」、『野草』67号）興味を覚えたが、「徳をもって怨みに報いよ」という有名な一節以外にも、「日本人民を敵とせず、日本の横暴非道な武力を用いる軍閥のみを敵と考える」と言うのは、共産党指導者の、日本の軍国主義者と人民を区別するとの考えに通じるものがあるなど、さらに吟味すべき内容を含んでいる。

最近になって在日華僑や元留学生による戦時中あるいは戦後すぐの体験談を目にすることが多くなったが、45年に書かれた数少ない在日中国人の文章の一つに、東大経済学部院生邱炳南（のちの邱永漢）の「青年の火を燃せー日本の学生と中国の学生」（『大学新聞』昭和20年10月11日号）があ

る程容易になることは言うまでもない。が、多量に集め得るように見える分だけ、そこからどんな資料を選別するかの基準が問われることになる。1949年の中華人民共和国建国から70年代末に鄧小平が改革開放政策を唱えるまでは、政治運動が繰り返し起こった時期であって、共産党政権による公式的な発言が巾をきかせている点に特徴がある。さらに逆上って1945年から49年度までの日本観はといえば、日本の敗戦直後の状況を反映して、戦争を起こした日本人の意識を掘り下げた議論や戦後賠償を問う声、日本の戦後の復興ぶりを論じたものが多い。多くの個人的見解が率直に表明されたという点で、いささか大雑把な言い方になるけれども、この時期の日本観は、その後続く政治の季節を飛び越えて最近の日本観に直接つながっていく内容を具えていたのではないかと、筆者は考えている。

そこで、今回の共同研究に参加しての筆者の心積もりは、中国人の日本観を日本の敗戦直後に限定してみること、そのために従来集めた資料を読み直すと共にさらに資料の発掘をすること、加えて、朝鮮における同時期の日本観を示す資料を集めて読み中国のそれと比較することができないかというものだった。2年が経とうとしていて、後者についてはいまだに手がかりを得ていないのは遺憾であり、今後の課題としたい。前者については、まだ不十分とはいえ多少は資料の補充もできたので、早急に論文の形にまとめたいと考えている。そしてその内容は、最近の中国が盛んに発する日本人の歴史認識や戦後処理に対する批判の原点を明らかにするものになるはずである。

以下便宜的に1945年、46～47年と2つに分けて、当時発表された資料のいくつかを取り上げて簡単にコメントし、論文作成への足がかりとしたい。

(2) 1945年

45年8月15日前後、すでに日本の無条件降伏を知っている報道機関は、いち早く戦後に具えた記事を次々に発表した。10年来中国共産党系の新聞が復刻され、さらに日本統治区を含む大都市の新聞も読めるようになって、

著用す

第二十二條 神社の氏子又は崇敬者は神社設立後遅滞なく各三人以上の総代を推挙すべし

氏子又は崇敬者総代は其の住所、氏名を所轄帝国領事官に届出づべし

氏子総代又は崇敬者総代は神社の維持、管理に関し神職を補助し且つ其の願届に連署すべし

第二十三條 許可を受けずして神社を設立、移転、廃止若は併合したる者は百円以下の罰金又は拘留若は科料に処す

第二十四條 帝国領事官本令第八條、第十條及第二十二條第二項の届出を受けたるときは遅滞なく之を外務大臣に報告すべし

付 則

本令は昭和十一年七月一日より之を施行す

本令施行前設立したる神社にして本令の施行の日より二月内に第八條、第十條及第二十二條第二項の手續を為したるものは之を本令に依り設立したるものと看做す

本令中氏子若は崇敬者又は氏子総代若は崇敬者総代は当分の間所轄領事官の許可を得て居留民団又は居留民会を以て之に代ふることを得

戦後すぐの中国人の日本観

大里浩秋

(1) 関心の所在

この数年来、筆者は数人の友人と共同で、中国人の日本観を示していると思しき資料を可能な限り集めることをやってきた。時期を限定したわけではないが、自ずと19世紀半ば以降の資料が多く集まることになり、今それらを選別して資料集の形で公刊すべく準備中である。その際筆者が主に担当しているのは、戦後つまり1945年8月15日以降現在に至るまでの関連資料の収集と分析である。この期間の資料の収集は、現在に近くなればな

東アジアにおける国際体制の再編成について

帝国領事官の承認を受くべし

第十五条 神社は毎会計年度の収入支出決算書を作成し年度経過後二月内に所轄帝国領事官に報告すべし

第十六条 神社の神職は神明に奉仕し祭祀を掌り且庶務に従事すべし
神職は宗教上の職務を兼ねることを得ず

第十七条 神職は氏子総代又は崇敬者総代之を推薦すべし

前項の規定に依り推薦を受けたる者は左の事項を具し所轄帝国領事官に願出で就職の認可を受くべし

一 氏名、履歴

二 俸給又は手当額

三 他の神社より兼務する者に在りては其の事項

前項の規定に依る願書には資格を証明する書類を添付すべし

第十八条 神職死亡したるときは他の神職より、神職在らざるときは氏子総代又は崇敬者総代より所轄帝国領事官に届出づべし

神職退職せむとするときは氏子総代又は崇敬者総代三人以上の連署を以て其の理由を具し所轄帝国領事官に願出で認可を受くべし

神職死亡若は退職し又は病気に依り其の職務を執ること能はざるに至りたるときは遅滞なく後任者を推薦すべし

第十九条 神職交代したるときは遅滞なく氏子総代又は崇敬者総代の立会を以て社務の引継を為し後任神職より其の顛末を所轄帝国領事官に報告すべし

第二十条 神職其の職責を怠り若は其の対面を汚したるとき又は其の他不適任と認むる行為ありたるときは所轄帝国領事官は其の退職を命ずることあるべし

第二十一条 神職の服装は正装、礼装、常装の三種とす

正装は衣冠を著くるを謂ひ大祭に着用す

礼装は斎服を著くるを謂ひ中祭に着用す

常装は狩衣又は浄衣を著くるを謂ひ小祭、日拝及恒例として行ふ式等に

七 境内地内碑表又は形像

八 境内地

九 例祭日

十 氏子又は崇敬者の戸数

十一 維持方法

十二 由緒沿革

第九条 神社に於て設立後前条第一号、第三号乃至第六号、第八号、第九号及第十一号の事項を変更をせむとするときは其の理由を具し所轄帝国領事官に願出で許可を受くべし

第十条 神社は設立後遅滞なく其の所有に属する不動産及宝物に関し左の事項を具し所轄帝国領事官に届出づべし

一 土地に在りては其の所在地、地目、段別又は坪数及境内地又は境外地の區別

二 建物に在りては其の位置、名称、構造、建坪又は間数及境内地に在るものと境外地に在るものとの區別

三 宝物に在りては名称、員数、形状、品質、寸尺、作者及伝来前項の届出を為したる後届出でたる事項に異動を生じたるときは其の都度遅滞なく届出づべし

第十一条 神社は財産台帳を備へ其の所有に属する不動産及宝物に関し前条各号の事項を記載すべし

第十二条 神社の財産の管理其の他重要な事項に付ては神職は氏子総代又は崇敬者総代と協議して之を処理すべし

神社に於て其の所有に属する不動産又は宝物に付売却、貸付其の他の処分を為さむとするとき又は負債を為さむとするときは其の理由を具し所轄帝国領事官に願出で認可を受くべし

第十三条 神社の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十四条 神社は毎会計年度の収入支出予算を定め年度開始一月前に所轄

東アジアにおける国際体制の再編成について

三 碑表又は形像の物質、形状、寸尺及其の地盤の面積

四 工事費及其の支弁方法

五 起工及竣工予定期日

前項の規定に依る願書には前項第二号の事項を表示する図面を添付すべし

第七条 神社の境内は其の神社以外の者に之を使用せしむることを得ず但し左の各号の一に該当する場合は此の限りに在らず

一 一時之を使用せしむるとき

二 参拝者の休憩所等として一年内の期間之を使用せしむるとき

三 公益の目的を以て境内地を損せざる範囲に於て之を使用せしむるとき

前項但書第二号及第三号の規定に依り神社の境内を使用せしめむとするときは神社より左の各号の事項を具し所轄帝国領事官に願出で許可を受くべし

一 使用の目的及方法

二 使用せしむべき場所及其の面積

三 使用期間

四 使用料

前項の規定に依る願書には前項第二号の事項を表示する図面を添付すべし

第八号 神社は設立後遅滞なく左の事項を記載したる神社明細書を調整し之を所轄帝国領事館に提出すべし

一 神社名

二 鎮座地

三 祭神

四 配祀

五 神殿、拝殿、鳥居其の他の建物

六 境内社

十一 神殿其の他の建物の起工及竣成予定期日

前項の規定に依る願書には前項第六号の事項及神社の周囲の状況を表示する図面を添付すべし

第三条 神社の移転の許可を受けむとするときは左の事項を具し所轄帝国領事官に願出づべし

一 事由

二 移転地

三 神殿、拝殿、鳥居其の他の建物の位置、構造及び建坪竝に境内地の位置、面積及模様

四 移転費及其の支弁方法

五 神殿其の他の建物の起工及竣成予定期日

前項の規定に依る願書には前項第三号の事項及境内地周囲の状況を表示する図面を添付すべし

第四条 神社の廃止又は併合の許可を受けむとするときは左の事項を具し所轄帝国領事官に願出づべし

一 事由

二 廃止又は併合せらるべき神社の名称及鎮座地

三 併合すべき神社の名称及鎮座地

四 廃止又は併合せらるべき神社の社殿其の他の建物及財産の処分方法

第五条 神社の設立、移転又は併合の許可を受け二年内に之を為さざるときは其の許可を取消すことあるべし

神社の設立、移転、併合又は廃止を了したるときは遅滞なく所轄帝国領事官に届出づべし

第六条 神社の境内地に国家に功労ある者又は頌揚すべき事蹟ある者の碑表又は形像を建設せむとするときは左の事項を具し所轄帝国領事官に願出で許可を受くべし之を移転又は除去せむとするときは亦同じ

一 事由

二 碑表又は形像の位置

東アジアにおける国際体制の再編成について

たものである。この二つの神社の創立年代は不明であるが、この二つの神社の存在を考えると、表1の1台東鎮神社（1915年）より早くなり中華民国（清国）における海外神社はの創立もっと遡ることになる。

30 他に基礎的な事実として、近藤喜博は前掲書『海外神社の史的研究』において、昭和15年度より神饌幣帛料の供進を受けている12社の神社に印をつけ、その他の神社も昭和16年度より供進の見込みなりと指摘しているが（295頁）、この問題も今後の課題である。

〔謝辞〕

本稿作成にあたり、神奈川大学外国語学部中国語学科の大里浩秋、孫安石の両氏には、大変お世話になった。記して謝意を表する次第である。

〔資料〕

中華民国神社規則

第一条 中華民国に於て神社を設立、移転、廃止又は併合せむとするときは所轄帝国領事官の許可を受くべし

第二条 神社の設立の許可を受けむとするときは其の氏子又は崇敬者と為るべき者二十人以上の連署を以て左の事項を具し所轄帝国領事官に届出づべし

一 事由

二 設立地

三 神社名

四 祭神

五 例祭日

六 神殿、拝殿、鳥居其の他の建物の位置、構造及び建坪竝に境内地の位置、面積及模様

七 設立費及其の支弁方法

八 維持方法

九 神職と為るべき者の氏名

十 氏子又は崇敬者と為るべき者の戸数

- うに、祭神として、はっきりと「軍人・軍族の英霊」を掲げているところもあるが、他の神社もその都市の占領や維持にあたって多かれ少なかれ、戦死者を出しており、また今後も出すおそれがあった。従って他の神社も護国神社・招魂社としての機能を併せもっていた。高綱博文他編『日本僑民在上海（1870～1945）』（上海辞書出版社、2000年）にも、上海神社について、境内招魂社が設置され居留民の神社としての性格と戦争死者の招魂社的性格を併せもっていたと指摘している（55頁）。
- 17 これらの点については新田光子『大連神社史—ある海外神社の社会史—』（おうふう、1997年）97～8頁参照。
- 18 台湾の神社については蔡錦堂『日本帝国主義下台湾の宗教政策』（同成社、1994年）、拙稿「台湾の神社跡を訪ねて」（『歴史と民俗』10号、1993年8月）等参照。
- 19 前掲、近藤喜博『海外神社の史的研究』300頁。
- 20 この点については前掲拙稿「＜海外神社＞研究序説」参照。
- 21 樺太の場合は30人以上、台湾の場合は50人以上、関東州の場合は30人以上である。
- 22 氏子規定がないのは、朝鮮と樺太である。
- 23 前掲、小笠原省三『海外神社史上巻』270～271頁。
- 24 但し、ここで「大日本帝国臣民」というのは、日本人ばかりではない。当時、日本国の版土に入っていた朝鮮人、台湾人も含まれていたことに注意する必要がある。例えば、『外務省警察史』41巻（不二出版、2000年）によると1940年12月末の徐州における「在留邦人」の人口として内地人4086人、朝鮮人2539人、台湾人122人となっており（47頁）、開封に至っては内地人3642人、朝鮮人3114、台湾人3人と日本人に匹敵する朝鮮人がいたのである（73頁）。おそらくこの数字は、華中、華南の沿岸部の都市では台湾人の比重が高まるものと思われる。こうした国籍が孕む問題については、孫安石「東アジアの国籍と近代—1920年代における〈国民〉をめぐる言説—」（小川浩三編『複数の近代』、北海道大学図書刊行会、2000年11月所収）参照。
- 25 前掲、近藤喜博『海外神社の史的研究』295～296頁。
- 26 朝鮮の「神社規則」にも、神職の資格についての規定はないが、1916年6月の朝鮮総督府令第50号「神職任用奉務及服装規則」でそれを規定している。この問題と関連するかどうかはまだ保留しておかなければならないが、本文表1の「その他」の欄に記していたように、神職の名前が書き上げられている神社は、不明・削除神社を除く50社中わずか12社である。
- 27 朝鮮の場合は、この基準に満たないものは神社と区別され神祠とされた。
- 28 以上の各地の神社規則の比較にあたっては、佐藤弘毅の二つの論文（前掲）に負うところが多い。
- 29 前掲、高綱博文他編『日本僑民在上海（1870～1945）』55頁。なお、この沪上神社は同「花園」内の諏訪神社と金刀比羅神社を合せて1912年に沪上神社と改め

22頁参照。

溜川神社は1918年に創建されながら、「神社規則」が出された1936年に届出を出さず、1940年2月に届け出たので、その年月が創立年月になったものであろう。

- 7 天津地域史研究会『天津史』（東方書店、1999年）187～196頁。
- 8 中国近代史史料彙編『中日関係史料—山東問題・民国9年至15年（1920～6）』（中央研究院近代史研究所、1987年）157～167頁、江口圭一『体系日本の歴史14—二つの大戦—』（小学館、1989年）96、166～167頁。
- 9 注16参照。
- 10 以上の日中戦争の推移については、小島晋治・丸山松幸『中国近現代史』（岩波書店、1986年）、臼井勝美『新版日中戦争』（中央公論社、2000年）、江口圭一『昭和の歴史4—十五年戦争の開幕—』（小学館、1982年）、藤原彰『昭和の歴史5—日中全面戦争—』（同）、木坂順一郎『昭和の歴史7—太平洋戦争—』（同）、楊克林他『中国抗日戦争図誌』（日本語版・上巻、天地図書、日本語訳王培君他、IDS、1994年）等を参照した。
また、租界については費成康『中国租界史』（上海社会科学院出版社、1991年）を参照した。
- 11 土着の神として、例えば朝鮮においては檀君、モンゴルにおいてはジンギスカンを措定する議論もあった。
- 12 祭神論争の研究史については、前掲拙稿「〈海外神社〉研究序説」の注34を参照。最近の研究では菅浩二が新しい見解を出している。
- 13 但し、この「共通の神」概念については、注意を要する。第一に、「天照大神」は、たしかに、近世段階で、「共通の神」になっていたが、しかし、それは決して、近代の皇祖神あるいは国家神としての天照大神ではなかった事。第二に、近代以降の国策による、天照大神の差し出しの影響を無視してはならないという事である。特に「満州」における開拓村等の神社において、天照大神が祀られたのは、まさに国家によるものであった。
- 14 この祭神の比較検討には前掲佐藤弘毅論文、同「戦前の海外神社一覧I—樺太・千島・台湾・南洋—」（『神社本庁教学研究所紀要』2号、1997年3月）に負うところが多い。
- 15 但し、表1の26、1940年6月6日に建てられた北京神社は社格はないが、事実上の政府設置神社といえる。「今回の北京神社は、外務省に於いて〈将来支那に奉斎される神社の模範となるべきもの〉との、深厚なる考慮の下に、内地の官国弊社の小社に準じて其の一切の祭儀を執行する事が妥当適正であると断じたのである」（小笠原省三『海外神社史上巻』海外神社史編纂会、1953年、257頁）。北京神社の創立以降に北京神社の祭神である、天照大神・国魂大神・明治天皇を祀る神社が中華民国で増えたのも、「支那に奉斎される神社の模範」として位置づけられたからであろう。
- 16 中華民国の海外神社には本文表1の24の九江護国神社や53の南京護国神社のよ

くに建てられ、現実には（公認）神社としての機能や実態をもちながらも、この規則により、「私社」とか「邸内社」といった範疇に括られ、したがってこの表に載っていない神社の問題である。例えば、8 上海神社の前身は1912年10月に、有名な料亭「花園」内に建てられた沪上神社というものであった²⁹。1932年の上海事変の砲火により崩壊したが、それまでは上海居留民にとって「氏神」的存在であった。砲火によって崩壊しなければ、これが1の台東鎮神社を抜いて、中華民国における最も早くに建てられた神社ということになる。この場合は砲火によって崩壊した神社であるが、存続しながらも、この規定による神社公認の手続きをしなかったために、表1に載せられなかった神社の存在の可能性を残したものであるということとは、確認しておかなければならない。

おわりに

以上、中華民国の海外神社について、一年、代別・地域別の設立過程、二、祭神、三、神社規則と、極めて基礎的な事実の確認に焦点をあてて見てきた³⁰。問題はそれらの事実がどのような意味を持ち、どのような背景から出てきたものであるかが問われなければならないが、その点については極めて部分的に又推測的にしか触れられなかった。今後はそうした問題について一つ一つ詰めていきたいと思う。

注

- 1 嵯峨井建『満州の神社興亡史』（芙蓉書房、1998年）。
- 2 以上の、海外神社についての全体の状況、研究史などについては拙稿「〈海外神社〉研究序説」（『歴史評論』602号、2000年5月）参照。
- 3 近藤喜博『海外神社の史的研究』（明生堂書店、1943年）271～316頁。
- 4 岡田米夫『神宮・神社創建史』（神道文化会編『明治維新神道百年史』第二巻、1966年）178～180頁。
- 5 佐藤弘毅「戦前の海外神社一覧Ⅱ—朝鮮・関東州・満州国・中華民国—」（『神社本庁教学研究所紀要』3号、1998年2月）。
- 6 創立年は後になるが、1918年に創建された本文表1の溜川神社（23）を加えると、この時期に建てられた神社は6社となる。創立年と創建年については、本文

る²⁶。

さらに神社の設立や移転等にあたっての届け出では、神社を構成する建物として「神殿、拝殿、鳥居、その他の建物」と、具体的には「神殿、拝殿、鳥居」の三つしか規定していない（第二条第六号等）。逆に言えば、神社の建物としては最低この三つがあれば良いということになる。この点は満州国の場合でも同じであるが、朝鮮の場合には「神社には神殿、玉垣、神饌所、拝殿、手水鉢、鳥居及社務所を備うべし」とより具体的に（多く）、厳密に神社の建物の要件を規定していた²⁷。

このように、創立にあたっての氏子・崇敬者の願い出の連署の数が20人と一番少ないことや、それに替わって、居留民団や居留民会が代替することを認めていること、さらに神職の資格の規定を欠いていること、また、神社建物の最低要件が緩やかなものになっている事などは、日本の外務省が中華民国の海外神社の設立、維持、運営に関してはできるだけ簡便に出来るように配慮しているということが窺える²⁸。

最後に付則についてもう一点指摘しておこう。付則の第2項には「本令施行前設立したる神社にして本令の施行の日より二月内に第八条、第十条及第二十二条第二項の手続きを為したるものは之を本令に依り設立したるものと見做す」とある。本令の施行は第1項目で「昭和十一年七月一日」となっているので、それ以前に設立されていて、8月までに神社明細書の届出や不動産・宝物の届出さらに氏子又は崇敬者総代の住所・氏名の届けをなした場合には、「本令に依り設立したるものと見做す」というのである。

前後するが、表1で示した、56社の中華民国における海外神社はこのような手続きを経て領事館によって公認された神社であったということである。とくに1から11までのこの神社規則の出された1936年以前に建てられた神社はあくまでも、この付則による手続きを経て公認された神社であった。逆に言えば、実は36年以前に設立されながらこの手続きをしなかった（出来なかった）神社はこの表には載っていないということにもなる。早

又は居留民戸数50)

- 蒙疆神社 30万円の予算を以て建設計画中之にして、昭和15年4月より起工し得る様諸準備の為蒙疆神社神職既に赴任せり（同上、5,060）
- 集寧神社 集寧居留民会15年度予算に建設費3,300円を計上（同上、228）
- 頭神社 頭居留民会15年度予算に建設基金500円を計上（同上、846）
- 塘沽神社 塘沽居留民会15年度予算に建設費5,000円を計上（同上、452）
- 彰徳神社 彰徳居留民会15年度予算に建設費15,705円を計上（同上、694）
- 新郷神社 新郷居留民会15年度予算に建設費10,000円を計上（同上、501）
- 済南神社 30万円の予算を以て四里山に建設することとなり既に地均工事に着手する一方寄附金募集中なり（同上、4,113）
- 開封神社 開封居留民会15年度予算に建設費5,000円を計上（同上、1,459）
- 蘇州神社 昭和15年2月地均工事に着手す（同上、612）
- 南京神社 40万円予算にて五臺山に造営することとなり、昭和15年2月11日造営報告祭を執行す（同上、2,072）
- 厦門神社 6万円の予算を計上し厦門神社建設委員会の下に寄附金を募集中近く起工の見込み（同上、3,184）

このように、12社中、半分の6社が居留民会の予算の中に神社建設費を計上しているのである。

また、満州国においては神職の資格についての規定があるのに、中華民国においては、神職の願書に「資格を証明する書類を添付すべし」（第17条）とあるだけで、資格についての具体的規定の条文がないのも特色である²⁶。

次に、神社の創立の願い出では朝鮮の場合は「崇敬者となるべき者50人以上」の連署であるが、満州国の場合は「氏子又は崇敬者と為るべき者30人以上」であり、中華民国の場合は「氏子又は崇敬者と為るべき者20人以上」（第2条）と最も少ない²¹。

また、朝鮮の場合は氏子が規定されていないが²²、満州と中華民国の場合「氏子又は崇敬者」となっている。ではこの氏子と崇敬者はどのように区別されているのだろうか。規則には明文化されていないが、例えば北京神社の規定には場合は次のように定められていた²³。

第一条 北京在住の大日本帝国臣民を以て北京神社の氏子とす。

北京に在住せざる大日本帝国臣民及び北京市内に在住する中華民国人並に外国人にして敬神の念篤く北京神社を景仰せんとする者は崇敬者とす。

第二条 氏子並に崇敬者は神社維持経営の義務を負うものとす。

一般に神社の氏子とは神社の所在地域（氏子圏）に居住する（生れた）者を指し、崇敬者とは氏子圏には居住していないが、その神社を崇敬する者という意味であるが、ここでは氏子は大日本帝国臣民に限り²⁴、同じ北京に住んでいても中華民国人並に外国人を区別して、崇敬者として把握しようとしているのが特徴である。

もっとも、これに関連して、中華民国の神社で神職とともに、神社の維持・発展に大きな責任を持つ、氏子や崇敬者の組織が成立していたか否かは今のところ不明である。付則の第3項に「本令中氏子若は崇敬者又は氏子総代若は崇敬者総代は当分の間所轄領事館の許可を得て居留民団又は居留民会を以て之に代ふることを得」とあるように、実際は居留民団や居留民会によって神社の創立、維持、発展がなされていたというのが実態ではなかろうか。事実、近藤喜博は1940（昭和15）年現在の目下建設中の神社（15年2月現在）として次の史料を掲げている。建設の様様、規模などもわかるので全文掲げておこう²⁵。

香河神社 昭和15年2月神社造営計画を樹立し寄附金募集中（氏戸戸数

立、移転、廃止、合併に関する規則」が23（同12）年に出された。この時期の海外神社の整備は、内地における神社関連法規の整備を前提にしたものであった。すなわち、内地においては1913（大正2）年、「官国弊社以下神社の祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、拝観、寄附金、講社、神札等に関する件」（内務省令第6号）など、明治以来、個別にだされていた神社関係の諸法令がこの時期ある程度の纏まりをもって整備された。このことは、内地における国家神道としての神社の整備の確立を反映したものであるが、この内地における整備が外地にも反映したものが、この時期の海外神社に関する法則の整備である。

もう一つは1936（昭和11）年から翌年にかけてで、先に見たように「在満州国及中華民国神社規則」や朝鮮の「神社規則」が出されたのは1936年（昭和11）年であり、また、「在満州国及中華民国神社規則」から満州国が分離され、「在満州国神社規則」（在満州国大使館令第13号）となったのは翌年のことである。この時期の整備は、一つには皇民化政策の強化といったイデオロギー政策を背景を持ちつつも、もっぱらの理由としては、「満州国」や中華民国といった、新たな日本の勢力圏の拡大に、対応したものであった²⁰。

さて、以上の点を押えた上で、「中華民国神社規則」の特徴を、同じ時期に整備された朝鮮の「神社規則」、満州国「在満州国神社規則」等と比較しながら見ていくとともに、そこから浮かび上がってくる、中華民国の海外神社の実態を見ていこう。

まず、神社の創立等の監督者であるが、朝鮮の場合には朝鮮総督、満州国の場合は満州国駐劄特命全権大使、中華民国の場合は「所轄帝国領事官」（第1条）である。また、これと関連して、中華民国の場合は神社明細書、不動産・宝物、氏子又は崇敬者総代の住所・氏名等の届出があった場合、遅滞なく外務大臣に報告の義務が課せられていた（第24条）。中華民国が植民地でもなく、又満州国のような「傀儡国家」でもない、という点から当然のことであるが、外務省の関与が強いというのが、特徴である。

東アジアにおける国際体制の再編成について

蒙疆神社が作られたのである。

最後に、11の靖亜神社の近衛篤磨・荒尾精・根津一の三神は上海の東亜同文書院の設立者としての恩徳を称えて祀られたものである¹⁹。

(3) 神社規則

最後に、中華民国における海外神社の法制的側面の検討と、それを通じて浮かびあがってくる神社の実態のいくつかの特徴を見ておこう。文末に「中華民国神社規則」を掲げておいた。これは、これまでの研究の中では全文が紹介されてこなかったものである。

「中華民国神社規則」は最初、「在満州国及中華民国神社規則」として1936年（昭和11）年6月6日に外務省令第8号として出されたものである。同年8月28日、外務省令第17号により一部改正（第23条中「維持」を「移転」に改める）、さらに翌37年12月1日の外務省令第13号によって（本令件名及第一条中「満州国及」を削る）によって、「中華民国神社規則」となったものである。

まず、海外神社に関する法制の歴史について簡単に概観しておこう。当初植民地における神社行政は、他の宗教と同じ法制で扱われていた。例えば、台湾においては、1899（明治32）年に「社寺、教務所、説教所建立廃合規則」が出され、神社行政は仏教他の諸宗教と同じ法制で扱われていた。これが分離するのが1923（大正12）年で、「府県社以下神社の創立、移転、廃止、合併に関する規則」によって神社行政は独立した。また朝鮮においても、最初は1915（大正4）年に「神社寺院規則」というものによって、神社と寺院は同じ法制で扱われていたが、「神社規則」という形で独自の法制をもったのは1936（昭和11）年に入ってからであった。

また、海外神社の法制の整備は二つの時期に行われている。一つの時期は1920～3年にかけてで、まず、樺太において1920（大正9）年に「神社規則」が出され、関東州では22（同11）年に「関東州及び南満州鉄道付属地神社規則」が定められ、そして先に述べた台湾の「府県社以下神社の創

神社であるが、この三つの神社には大国主命が祀られている。大国主命が多い神社は他の地域では、関東州や満州の神社の特徴であるが、それはこの地域で最も早く建てられた神社の一つである大連神社（1909・明治42年設立）の影響である。大連神社は出雲大社教布教師松山 三によって建てられ、従って出雲大社の主祭神である大国主命が祭神の一つに祀られたが、松山は大連神社だけではなく、その後の関東州や満鉄沿線付属地に建てられていった神社に大きな影響を与えていった¹⁷、大連のある遼東半島と真向いにあり、人的交流も密接であった山東半島のこれらの神社に大国主命が祀られたのも、おそらくそうした関連からであろう。

同じようなことが今度は南の方でもある。能久親王を祀った神社である。これは12福州神社、32厦門神社、49汕頭神社の三つがある。いずれも、台湾の対岸地域に建てられた神社である。能久親王とは北白川宮能久親王で日清戦争後、下関条約で日本に割譲された台湾を領有するために近衛師団長として派遣されたが、台南で戦（病）死した皇族である。台湾の神社には先に見たように開拓三神とこの能久親王が祀られているのが圧倒的に多いのであるが、それは台湾の総鎮守として1900（明治33）年に創立された台湾神社（後に神宮）にこれらの祭神が祀られているからである。台湾の対岸に建てられた三つの神社にいずれもこの能久親王が祀られているのも、この台湾との関係であろう¹⁸。

この能久親王のように戦争で亡くなった皇族は、台湾神社のように独自にそれを祀る神社が創られた。一般に戦争で亡くなった人は靖国神社に祀られるということになっているが、厳密にはこれは国民皆兵に基づく徴兵制度を支えるものとして創られたもので、ここに祀られるのは臣民だけである。皇族は臣民とは別に独自の神社が建てられたのである。この例が中華民国の神社にも一つある。それが46の蒙疆神社である。ここには、中華民国の神社の特徴である天照大神・国魂大神・明治天皇の他に永久王が祀られている。この永久王とは北白川宮永久王で先の能久親王の孫にあたる。永久王はこの地で「戦死」した皇族であり、その永久王を祀る神社として

東アジアにおける国際体制の再編成について

この「天照大神・国魂大神」の組合わせが最も多い他の地域は朝鮮である。

こうして見ると、中華民国の神社は関東州・満州の「天照大神・明治天皇」型と朝鮮の「天照大神・国魂大神」型の2系列が合わさって出来上がったものとも推測できる。しかし、朝鮮の場合でも「天照大神・明治天皇」型は「天照大神・国魂大神」型とほぼ拮抗し、他方、国魂大神は関東州や満州では全く見られないので、中華民国の神社はどちらかというところ、朝鮮型の発展したものということが出来よう¹⁴。

それにしても、中華民国の神社の祭神の印象として、天照大神や明治天皇、さらに神武天皇といった、国家神道の論理を直接体现する神々が多いということである。国魂大神をも含めれば言わば殆ど、上（国家）から差し出された神々である。僅かに6天津稻荷神社の倉稻魂神他や23溜川神社の鉦山神7柱などが目立つ程度である。これは先に見たように、中華民国の神社の多くが日中戦争の中で建てられていった神社という性格から来るものであろう。「はじめに」で見たように、海外神社は政府設置神社と居留民設置神社があるといったが、中華民国の神社は他の海外神社が大量に建てられたどこの地域とも違い、外国の領土であり、日本の占領地であったということである。その意味で法制的に政府設置神社というものはなく¹⁵、後で見るように、これらの神社の多くはその地の居留民会や民団で作られ、その意味では居留民設置神社なのである。しかし、「一」（前章）でも見たように、それらの神社は軍や警察に守られて辛うじて存在できたものであったし、設立にあたって軍や領事館の積極的な関わりの下に作られた神社であり、その意味では厳密な意味での居留民設置神社ではなかったのである¹⁶。こうした中華民国の神社の性格が、その祭神が国家神道の論理を体现した、上から差し出された神々が多いという特色をもたらしたのであろう。

最後に、地域的な特徴のある祭神・神社に触れておこう。最も古い1台東鎮神社それに7龍口神社、50芝罘神社はいずれも山東半島に設立された

題を内含するものであった¹¹。この時は結局かれらの主張は認められなかったのであるが、この時の運動家の一人であり、その後の海外神社の建設に理論的に大きな役割を果たした小笠原省三らの運動により、後の朝鮮での国幣小社の祭神にはこの国魂大神が祀られるようになった¹²。

次に、海外神社の内、留民設置神社の祭神について紹介しておこう。この類型の神社では移住民が故郷を同じくする場合には、例えば「満州」の開拓村の神社の場合のように、故郷の「氏神」を祭神にする場合が多いであるとか、また海の神（金刀比羅信仰）、豊作をもたらす神（稻荷信仰）、あるいは鉾山神（大山祇神等）など、厳しい、慣れない環境のもとでの、なりわいの無事を祈る神が多いなどの特徴がある。先に見たように、近代の国家神道のもとでは神社は道德の標準としての性格を強めていくのであるが、村社や無格社などの末端のレベルでは尚、国家神道成立以前の現世利益を祈願する神社（神）としての性格を濃厚に残していたのである。しかしながら、居留民設置神社の多くは、故郷を異にし、またなりわいを異にする人々によって立てられる場合が多いので、「共通の神」として天照大神が祀られることが圧倒的に多かった¹³。

以上のこれまでの研究を踏まえて、中華民国における海外神社の祭神についての特徴を見ていこう（表2参照）。まず祭神としては天照大神が圧倒的に多いということである。しかし、この点は先に述べた「共通の神」としての性格から来るところで、台湾を唯一の例外として他の海外神社と共通するところである。この意味で、中華民国における神社の祭神の特徴は、第一に「天照大神・明治天皇」型が20社と圧倒的に多いということである。これに「天照大神・国魂大神・明治天皇」型の11社を加えると33社と約6割をしめる。この海外神社の祭神で、「天照大神・明治天皇」型が一番多いのは、他の地域では、関東州や満州国の場合に見られる特徴である。中華民国における神社の祭神の組み合わせとして二番目に多いのが「天照大神・国魂大神」の組み合わせである。これは4社あるが、「天照大神・国魂大神・明治天皇」型の11社を合せると15社となり約3割を占める。

これをさらに祭神の組合わせ（合祀）別に類型化すると次のようになる（表2）。

組合わせとして一番多いのは「天照大神・明治天皇」型の20社、「天照大神・国魂大神・明治天皇」型の11社、「天照大神・国魂大神」型の4社の順となる。

さて、こうした、中華民国における海外神社の祭神の意味を読み解くために、これまでの海外神社の祭神をめぐる研究を紹介しておこう。これまで、海外神社の内、政府設置神社の祭神については、札幌神社—台湾神社—樺太神社の「開拓三神（大国魂命・大己貴命・少彦名命）」から1919年創立の朝鮮神宮—関東神宮の「天照大神・明治天皇」への転換が指摘されてきた。そして、これは近代の国家神道の論理のより一層の貫徹として位置づけられてきた。

近代の国家神道はそれまでの神道（説）を大きく改変して作られたものであるが、その改変の要点は、一つは、記紀神話上の一切の神々を、天皇家の祖先神（皇祖神）である天照大神への下に包摂し、その下に従属させること、一言で言えば、天照大神の絶対化であり、もう一つは天皇を含む人（功臣）を祀ることの重視である。こうして、国家神道は記紀神話の神々の魔可不思議な靈妙を崇め、頼って、さまざまな願い事の達成を祈る宗教から、天皇や国のために大きな功績を残した人々の行いを賛美・尊敬し、自らもそれに学び習う、道徳の標準としての祭祀＝国家道徳的側面を強めていったのである。朝鮮神宮や関東神宮に天照大神とともに明治天皇が祭られたのは、朝鮮や関東州を日本の領土とした明治天皇の「偉大な」行いを、賛美・記憶するためのものであった。

一方、上に述べた、「開拓三神」から「天照大神・明治天皇」への画期となった朝鮮神宮の創建のさいに、朝鮮の土着の神を象徴化した国魂神（のちに国魂大神に発展）をも併せ祀るべきだと主張する一部の神道家等の運動が起き、神道家内部、朝鮮総督府を巻込んで論争が展開された。この論争は、もっと広くは日本による朝鮮の併合（合併）か合邦かという問

治安地域といっても、実態はいわゆる「点と線」（都市と鉄道沿線）の支配であった。戦争が持久戦（第二段階）に入ると、40年8月の華北地域での「百団作戦」（中国共産軍八路軍40万が河北・山西省の交通線や小拠点に一齐に奇襲攻撃をかけた）に見られるように、国民党軍や中国共産軍のゲリラ攻撃に絶えず脅かされた。神社が建てられた都市には領事館（出張所、分館）や日本人学校、病院、会社、商店などが建てられ、多くの日本人が生活していたが、その生活も日本の軍隊や警察によってかろうじて守られている、という状況だったのである。

（2）祭神

次に中華民国における海外神社に祀られている神々（祭神）について見ておこう。それぞれの神社の祭神については表1にも載せておいたが、最も多いのは天照大神の44社、ついで明治天皇の36社、国魂大神の19社が続き、以下神武天皇・大国主神の各7社、そして能久親王の3社、大物主命2社等となっている。

表2 祭神の類型

単独型	天照大神	8社
	大国主神	1社
		小計（9社）
天照大神・明治天皇型	天照大神・明治天皇	8社
	天照大神・明治天皇・神武天皇	5社
	天照大神・大国魂神・明治天皇	3社
	天照大神・明治天皇・他	4社
		小計（20社）
天照大神・国魂大神型	天照大神・国魂大神	3社
	天照大神・国魂大神・他	1社
		小計（4社）
天照大神・国魂大神・明治天皇型		11社
その他		9社
不明		3社
（合計）		56社

東アジアにおける国際体制の再編成について

38年にはいると、5月には、こうした華北と華中の日本軍占領地域を結ぶ要衝である徐州を占領、そして、10月、揚子江中流域の中心地、武漢三鎮と華南の中心、広東を占領した。こうして、開戦から1年半、日本軍は中国の主要地をほぼ手にいれ、11月には近衛内閣は「東亜新秩序声明」を発表して東亜新秩序の建設をうたった。しかし、それでも中国側を屈伏させることは出来ず、36年の第二次国共合作を背景に、中華民国政府（蒋介石の国民党政府）は首都を重慶に移して、長期抗戦の意志を示した（「全国軍民に告げるの書」38年10月31日）。また、日本の戦力も内地に近衛師団1個を残すのみという具合に限界に達していた（39年末には85万人の大兵力が中国戦線に配置されていた）。そこで、当初の一撃によって中国側を屈伏させるという構想を撤回し、見通しのない持久戦に転換せざるを得なくなった。

日本は、占領地内部を治安地域と作戦地域（準治安地区）にわけ、北部河北省、包頭以東の蒙疆地方、正太線以東の山西省、山東省の膠濟線沿線、上海・南京・杭州の三角地帯を「治安地域」として治安の確保にあたり、それ以外の占領地区は「作戦地域」として随時抗日勢力を制圧する（「昭和13年秋以降対支処理要項」）というようなものであった。戦争が第二段階に入ったことを示すものであった。

39年に入ってから、2月の江西省の南昌攻略作戦、海南島作戦、11月からの南寧作戦（華南）、40年には5月からの宜昌作戦などが展開され支配地域が一部広がっていくが、基本的には上の方針を受けて、中国での作戦は占領地域内の治安維持作戦か、一時占領地域外に出撃して中国軍に打撃を与えたのち、また占領地域に引上げるといった作戦を主とするものになっていった。そして、こうした占領地域・治安地域を基盤に、40年3月王兆銘を主班とする中華民国国民政府を南京に成立させ、これに蒙疆・華北・華中の傀儡政権（自治政府）も合流させた¹⁰。

中華民国における海外神社が40年から41年にかけて集中的に建てられたのは、こうした地域、状況の中で建てられたものであった。しかしながら、

東、山西の五省を指す) 工作が着手された。6月の梅津一何応欽協定、土肥原一秦徳純協定を足掛りにして、11月には冀東防共自治委員会(殷汝耕委員長、後自治政府と改称)、12月には冀察政務委員会(宗哲元委員長)が作られた。この二つの政権が作られると、日本の資本と商品がなだれをうつように華北に進出した。

第三期は1937年の盧溝橋事件を契機とする日中全面戦争開始から、45年の日本の敗戦までの時期である。統計は42年までであるが、この時期に建てられた神社は12の礪荘神社から、56の南京神社までの45社で、中華民国に建てられた神社の実に8割を占める。なかでも40年24社(43%)、41年に9社(16%)と、この2年間で中華民国の海外神社創立の特徴をの半分以上が建てられている。また、これを地域別に見ると河北省の16社、山東省の9社、江蘇省の8社が目立つ。特に、日本が第二の「満州国」と狙った華北五省(北支)では33社になり、全体の約6割(59%)に達する。中華民国の海外神社を一言で要約すると、40~41年の2年間に華北を中心に建てられたといえることができる。

37年7月の盧溝橋事件を契機とする日中全面戦争の流れをもう少し詳しく見ていくと、華北での戦線は中国軍が決戦をさけて後退する持久戦略をとったこともあって、早くも10月中には日本軍は河北、チャハル、綏遠、山西の各省の要地を占領し、なお山東、河南に向かって進撃を続けていた。華中の上海では戦線は膠着したが、11月に杭州上陸作戦を成功させると中国軍は後退、12月には南京を占領した。占領した日本軍はその地域に次々に自治政府を作った。関東軍はチャハル・綏遠両地域にまたがる蒙古人居住地域には蒙古連盟自治政府、チャハル省南部には察南自治政府、山西省北部には晋北自治政府をつくり、12月にはこの3政府をあわせて、内長城以北の内蒙古地域を管轄する、蒙疆連合委員会を樹立した(39年にはモンゴル自治政府になる)。北支那方面軍も12月に王克敏を行政委員長とする中華民国臨時政府を北京で発足させた。また、中支那派遣軍も翌年3月に南京に梁鴻志を行政委員長とする中華民国維新政府を作った。

れに炭坑のあった坊子神社（3）、さらに、青島と済南を絆ぶ膠済鉄道の中間地点にあり、溜川炭坑とも結ばれる張店に建てられた張店神社（5）等の神社は、こうした背景で急増した在留邦人によって建てられたものであった。

以上見てきた如く、中華民国における神社は1900年の義和団事件、1914～15年の第一次世界大戦の勃発・日本の対華二十一カ条要求という、いずれも軍事の発動を契機とする日本人居留民の急増によって、1910年代半ば頃から天津、山東両地域に建てられ始めたといえよう。

第二期は1931年の満州事変から1937年の日中戦争開始までを中心とする時期で、8の上海神社から12の福州神社までの5社である。上海、広東、漢口、福州といった中国の中部・南部（華中・華南）の沿海部、揚子江流域の主要都市に建てられたものである。上海、広東、漢口には早くから列強の租界が設定され、とりわけ上海は中国の最大の貿易港として列強の権益が集中している所である。日清戦争後、日本は漢口に租界を持ち（1898年）、上海でも米英の共同租界に事実上の日本租界を築いていった。また福州は植民地台湾の対岸として日本が特別に関心を持っていた地域である。いずれも、中国の商工業・貿易の中心地として発展した都市であるが、これらの地域に何故、この期間に特徴的に建てられたのか、単なる偶然なのか今のところ不明である。但し上海神社の場合は日本が満州国樹立工作から列強の目をそらすために、32年1月に上海事件が起こし、700名以上の戦死者を出したということがその創立の一つの背景になっていると推測される⁹。

この時期、日本の専らの関心は、北の方にあった。1931年の柳条湖事件にはじまる満州事変は、32年3月の満州国建国宣言、33年3月の日本の国際連盟脱退という国際的事件を挟んで、熱河省の占領、5月の塘沽停戦協定の締結で一応の集結を見せていた。そして、35年頃からは新たに、関東軍・支那駐屯軍による、満州国の防衛・「赤化防止」・資源獲得等を目的とした華北分離（この場合の華北とは河北省を中心にチャハル、綏遠、山

域の5社である⁶。

天津は1871年の日清修好条規で中国の開港場の一つとして日本に開かれた地である。後に領事館が設けられ、特に日清争後の1898年には日本の専管居留地＝租界が設定されたが、日清戦争の開戦時、在留日本人は48人に過ぎなかった。ところが、1900年の義和団事件後の「日清議定書」により1901年に1400人の日本軍（清国駐屯軍のち支那駐屯軍）が駐屯を始めると、次第に日本人の流入が増え、1907年には上海などとともに居留民団も組織され、1920年代半ばには居留民が5000人を越えるまでになっていた⁷。

天津地域における天津神社（2）、天津稻荷神社（6）の二つの神社は、こうして急増した日本人居留民によって、建てられた神社であった。

山東地域においても、日清修好条規によって芝罘が開港場として開かれたが、ここにおいても大量の日本人が流入するきっかけになったのは、第一次世界大戦における日本の参戦であった。ドイツは1898年、清国から膠州湾地域の99年間の租借を得て、その地域を保護領に編入していた。中心地青島は港湾施設を整え東洋艦隊の根拠地として整備され、上海、天津につぐ中国第三位の貿易港に発展していた。また、山東省の鉄道（青島～済南間＝膠済鉄道）やその沿線の鉱山・炭鉱（溜川炭鉱）等の利権も獲得していた。このドイツの持っていた利権を、日本は1914年の第一次世界大戦への参戦、ドイツへの宣戦布告・青島の占領、そして翌年の対華21ヶ条要求によってそっくり受け継いだのである。1922年のワシントン会議により、膠州湾租借地は中国に返還され、日本の軍隊も撤退したが、日本の商業上の利益はそのまま確保され、山東地域は中国で満州につぐ日本の一大勢力圏となった。とくに青島には在華紡が集中し、1915年日本が占領した当時はわずか350人くらいであったが、17年には一挙に1万5千人、19年には2万人を越えた。そして、20年代半ばでも青島に1万2千人、済南に約2千人、その他ともこの地域には、約2万人の在留邦人がいた⁸。

山東半島の膠州湾の中心都市青島に建てられた、台東鎮神社（1）、青島神社（4）、山島半島の北側の港湾龍口に建てられた龍口神社（7）、そ

	領事館名	神社名	創立年	祭神	境内地	氏子数	鎮座地	その他
40	香港	香港神社	(削除、1940年4月創立、祭神AM、鎮座地香港小学校、氏子数278)					
41	北京	香河神社	(削除、1940年2月神社造営計画を樹立、寄附金募集中、氏子数50)					
42	蘇州	蘇州神社	(削除、1940年、地均工事に着手す、氏子数934)					
43	済南	済南神社	4103	AK天地地祇		7749	済南市外梁家莊	宮司岩吉多久美
44	北京	密雲神社	4106	AKM		173	密雲	
45	石門	新郷神社	410720	A		713	新郷河南大街	宮司梅田次郎
46	張家口	蒙疆神社	411006	AKM永久王		7162	張家口特別市	
47	太原	榆次神社	4110	岐・美二神			榆次城内東北	他1神は崇徳天皇
48	海州	連雲神社	411103	AMN他1神			連雲市連雲港	
49	汕頭	汕頭神社	411103	開拓三神Y他			広東省澄海県汕頭市外馬路、他は昭憲皇太后	南京神社境内
50	芝罘	芝罘神社	4111	AMO			芝罘烟台山上	
51	九江	九江神社	4111	AMJ			九江環湖路	南京神社境内
52	九江	南昌神社	420318	AM			南昌市湖浜公園内	
53	南京	南京護国神社	420502	軍人軍族英霊			南京五台山	
54	徐州	婦徳神社	420612	A			婦徳飛行場西北隅	南京神社境内
55	石門	邯鄲神社	4206	AK			冀南路邯鄲	
56	南京	南京神社	4210	AKM		3413	南京五台山	

注記

- 1 佐藤弘毅「戦前の海外神社一覧Ⅱ－朝鮮・関東州・満州国・中華民国－」（『神社本庁教学研究所紀要』第三号、1998年2月）より作成。
- 2 佐藤の上記一覧は『在支神社一覧』（外務省東亜局第三課、1942年6月30日調査）をもとに作成したものであるが、これは、1941年11月5日現在の台帳に5社の追加、4社の削除が施されているものということである。表中の「削除」4社がそれである。また、6の天津稻荷神社は『大陸神社大鑑』（1940年8月1日、外務省東亜局三課調）にはのっているが、上記『在支神社一覧』には見当たらないので「不明」としたとのこと。
佐藤はこの削除、不明を省いて、1942年6月30日現在の神社数を51社としている。
- 3 創立年の年月日は西暦で19を省く。151105は1915年11月5日の意。例祭日は月日で表わした。
- 4 祭神
 (1)Aは天照大神、Mは明治天皇、Kは国魂大神、Kは大国魂神、Jは神武天皇、Oは大国主神、Yは能久親王、Nは大物主神。
 (2)6の天津稻荷神社の他3神は猿田彦神、大宮能賣台神、田中大神。
 (3)23の溜川神社の他8神は大地主神、大山祇神、盤裂根裂神、金山彦神、金山比賣神、軻遇突智神、罔象女神、埴山姫神。
- 5 境内地の単位は坪、氏子数の単位は戸。
- 6 社殿
 (1)2の天津神社の他6棟は幣殿、拝殿、手洗所、鳥居、奉斎館、社務所。
 (2)6の天津稻荷神社の他5棟は拝殿、鳥居、手洗所、社務所、倉庫。
 (3)8の上海神社の他3棟は拝殿、幣殿、鳥居。

しい佐藤の紹介に基づいて、それを創立年別（1942年6月調査）に並べ換えたものが表1であり、それを地図に落としたものが図1である。この表と図をもとに中華民国における海外神社の設立状況を見ておこう。

中華民国における海外神社の設立は大きく三つの時期に区分することが出来る。まず、第一期は第一次世界大戦中・1910年代の後半から満州事変の始まる1931年以前に建てられた神社で、表1の1～7（以下表1の表記は省く）までの7つの神社である。地域としては天津地域の2社、山東地

表1 中華民国における海外神社創立年表

	領事館名	神社名	創立年	祭神	境内地	氏子数	鎮座地	その他
1	青島	台東鎮神社	1503	O	2637	410	台東一路35	神殿、社務所、鳥居
2	天津	天津神社	151105	AM	1066	12994	天津市福島街18	主任神職岡利輔、例祭日0411、本殿他6棟
3	坊子	坊子神社	180711	A	120	434	坊子三馬路	神殿、鳥居
4	青島	青島神社	191107	AKM	6412	8122	遼寧路8	宮司池永茂(終戦時宮崎左止三)、社殿13棟、例祭日0403、1017
5	張店	張店神社	191123	AKM	29	563	張店博愛街	神殿、拝殿、鳥居
6	天津	天津稻荷神社	(不明、26年4月27日創立、祭神倉稻魂神他3、境内地300、氏子数657、天津市伏見街5、神殿他5棟)					
7	芝罘	龍口神社	301008	AON	20	976	龍口会閣31	(静海街1)、神殿、拝殿、鳥居
8	上海	上海神社	331101	AMJ	1089	30696	江灣路118	主任神職鶴田英治、例祭日0403、1103、本殿他3棟
9	広東	広東神社	3409	AM	15	3983	広州市恵愛東路	主任神職所茂、神殿、鳥居
10	漢口	漢口神社	350211	AMJ	600	2432	日本租界109	主任神職米光春一、社殿、鳥居、社務所
11	上海	靖亜神社	350211	故近衛篤磨他	400	60	法華区武拾捌保	故荒尾精、故根津一、神殿、拝殿、鳥居
12	福州	福州神社	361103	AMY	70		福州南台蒼前山	神殿、鳥居
13	石門	石家莊神社	381010	AM		3075	石家莊新民路	主任神職神保藤吉
14	北京	保定神社	381103	A他1 KMJ		641	保定城外李花村	他1は豊受大神
15	太原	太原神社	390403	AMJ		5636	山西省太原	主任神職椎名寅吉、例祭日0403
16	北京	南苑護国神社	390930	AMJ		124	南苑市西方高地	
17	厚和	集寧神社	(削除、1939年11月10日神武天皇合祀、集寧居留民会40年度予算に建設費3300円計上)					
18	徐州	開封神社	(開封居留民会1940年度予算に建設費5000円を計上、氏子数1762)					
19	唐山	唐山神社	400203	AKM		1074	唐山市王謝莊	
20	徐州	徐州神社	400210	AM熱田大神		2353	徐州豊財鎮	
21	海州	海州神社	400210	AM		556	海州新浦鎮	
22	山海関	山海関神社	400211	A		813	山海関	
23	博山	溜川神社	4002	A他8神		187	溜川炭鉱	主任神職黒木義俊(1918年11月10日創建)
24	九江	九江護国神社	400318	軍人軍族英霊			九江湖畔路	九江神社境内
25	北京	長新神社	4003	AKM		485	長辛店萬歲山	
26	北京	北京神社	400606	AKM	6000	28592	北京特別市布貢院東大街	
27	威海衛	威海衛神社	400810	AM		56	威海衛北倉村	
28	南京	蚌埠神社	401020	AKM		623	蚌埠	
29	石門	彰徳神社	401030	A		813	城外新民街	
30	石門	順徳神社	4010	A		648	順徳	
31	杭州	杭州神社	4010	A		578	杭州湖浜路	主任神職松井喜四郎
32	厦門	厦門神社	401102	AKMY		3167	厦門蓼花溪美山頂	
33	包頭	包頭神社	401109	AKMJ		993	包頭市富三元港	
34	太原	陽泉神社	4011	AM		596	平定県陽泉徳勝街	
35	大同	大同神社	4011	A		1968	大同城内東北	
36	山海関	秦皇島神社	4011	AK		199	秦皇島北大通河傍	
37	塘沽	塘沽神社	401207	AMK		739	塘沽連塘莊	
38	厚和	厚和神社	401230	AK		2226	厚和特別市大馬路	主任神職篠原實
39	北京	豊臺神社	4012	AKM		603	豊臺特区新房莊村	

宮を頂点とする日本のピラミットの神社体系の中に位置付けられた。この神社は言うまでもなく、その地に進出した日本人だけに意味があるのではなく、その地の原住民に日本という国を意識させる上で大きな役割を果たす事を期待されて、建てられものである。

このように海外神社といっても設立の動機のことなる二つの神社群があるわけであるが、日本の植民地や委任統治領あるいは占領地等で、その地に住む原住民の日本人化、いわゆる皇民化政策が強力に展開されるようになると、前者の「居留民設置神社」も後者の「政府設置神社」の体系に組み込まれて、両者は一体のものとなっていく。

さて、本稿は戦前の中華民国における海外神社の創立についての論考である。海外神社の研究は一九九〇年以降急速に進み、それぞれの地域における海外神社の実態がかなりの程度明らかにされてきている。この中で、中国においても東北部・「旧満州（国）」における研究は嗟峨井建の『満州の神社興亡史』¹など一定の蓄積を持ってきている。しかしながら、この地域を除いた、戦前の中華民国における海外神社の研究はほとんど進んでいない。筆者は今後、この地域の神社建設について分析を深めていきたいと思っているが、本稿では、まずそのための基礎的な事実の確定を行って行きたい²。

こうした、作業は単に戦前の日本の植民地支配における神社や宗教の果たした役割を明らかにするにとどまらず、日本における国際化の進展、グローバル化の進展にともなって、現在の、そして今後ますます進展するであろう、日本の諸宗教の海外布教の問題を考える上でも重要な意味を持っているものとする。

(1) 年代別、地域別の設立過程

中華民国における海外神社については、これまで近藤喜博³や岡田米夫⁴、さらに近年の佐藤弘毅⁵の研究によって、日本の領事館別の神社一覧が神社名・祭神名・創立年・鎮座地等を加えて紹介されてきた。いま、最も新

東アジアにおける国際体制の再編成について

ル大学教授と韓国側の「対外意識」、特に日本に対する国民の意識を中心に意見交換と学術交流を行った（以上、郷田）。

Ⅱ 共同研究テーマに関わる各論

戦前期・中華民国における海外神社の創立について

中島三千男

はじめに

近代日本における日本の海外進出・侵略にともない、海外に移住した日本人たちによって、また植民地や占領地には政府・軍によって神社が建てられた。これらの神社は一般に海外神社と呼ばれ、その数は現在判明しているだけでも千数百社にのぼる。

これらの海外神社は、一口に海外神社といっても性格の異なる二つの神社群から成り立っていた。一つは「居留民設置神社」と呼ばれているもので、その地における日本の海外進出の初期、まだ日本国の政治的影響力がない時代に建てられた神社である。この神社は移住した日本人が慣れない外地での厳しい生活を維持し、また故郷を思い、日本人としてのアイデンティティーを保つために建てられた神社で、日本人のコミュニティーにだけに意味を持ち、外地の原住民との関わりは原則的にない。

これに対して、もう一つの神社は「政府設置神社」と呼ばれるもので、日本のアジア侵略の中で日本政府や軍によって、あるいはその強い影響力のもとに建てられた神社である。この神社は、その地が日本の植民地や委任統治領あるいは占領地等であるということの、いわばシンボリックの意味合いを持たされて建てられたもので、台湾における台湾神社、朝鮮における朝鮮神宮、樺太における樺太神社、関東州における関東神宮、シンガポールにおける昭南神社、南洋諸島における南洋神社等である。多くは官幣大社という戦前の日本の神社の社格のトップの地位に位置付けられ、伊勢神

④「東アジアの戦略的提携の構築」日韓産業構造の一考察

⑤日本の朝鮮半島およびアジア政策

なお、今後これらの論文が完成されれば、最終的にはそれぞれの担当研究領域を共同研究担当者の個別論文として、掲載していきたい。

I 共同研究のための調査活動

我々共同研究者は、2000年と2001年にかけて、二度の海外研究調査出張を行った。1回目は、2000年9月2日から9月6日にかけて、中国の北京と天津などを訪問し、中国の研究者と研究に関する問題、特に中国側の「対外意識」について、様々なレベルで議論し意見交換を行った。その一方で、戦前の治外法権を持つ欧米および日本等の「領事館」の史跡を踏査し、現在の状況を確認した。

また、日本との関連では、1945年以前に作成された地図を参考に、北京と天津地域における「海外神社」の跡を確認しながら、その後の中国側の利用状況を調査した。

二度目の海外研究調査出張は、2001年9月4日から9月9日にかけて、韓国の釜山、ソウルを訪問した。この時の研究調査出張では、ソウル大学、延世大学教授と金大統領の「北朝鮮」訪問以後の南北関係と韓国内の政治状況、IMF管理以後の経済状況、さらに、日本に対する国民の意識などについて意見交換と学術交流を行った。それと同時に、「海外神社」の史跡を跡追いながら朝鮮側の民族主義に関する調査研究を行った。ソウルの南山公園にあった日本統治時代の「朝鮮神宮」の中心部分は、いまは植物園になっており、またその旧境内の一部は韓国の民族の英雄である「安重根」の記念館になっていた。

また、釜山では日韓自治体や市民レベルの交流について、市庁（市役所）の担当者からもヒヤリングを行った。

また、この研究出張では、共同研究テーマと近い研究を行っているソウ

東アジアにおける国際体制の再編成について

はじめ、日・中・ロなどの周辺諸国が南北朝鮮の「首脳会議」を支持したからである。このような東アジアにおける国際状況の変化を背景に、1992年から中止されていた「日朝国交正常化交渉」も2000年以後再開されることとなった。

ところで、前述した国際状況の変化は、同時に、東アジアにおける国際体制の不安定な側面を伴うものでもある。例えば、最近、我々の記憶に鮮明な事件としては、昨年8月以後勃発した日本と中・韓およびその他のアジア諸国との間に、教科書問題や靖国神社参拝問題をめぐる外交的対立があり、さらに日・ロ間では北方領土をめぐる対立が上げられる。また、安全保障面における一つの衝撃的な例を上げるとすれば、昨年（2001年）12月22日にあった日本海における「不審船」出現の問題であろう。

それでは、日・米・中・韓の経済的な相互関係が強化され、緊密になって行く国際環境のなかで、上記のような対立と協調が錯綜する東アジアの国際体制はどのように再編して行けばよいのであろうか。こうした問題意識を持って2年前から始めたのが、学内の学部横断的なこの共同研究であった。

もともと、我々は、こうした問題意識にもとづいて、1850年代以後、つまり大雑把に言って東アジアにおける欧米諸国による帝国主義的膨張政策が遂行された時期から現在までの東アジア国際体制を時系列に区分し、そのなかで政治・経済・社会的な諸問題点を明らかにすると同時に、日本の担ってきた、また今後担当すべき役割も分析しようとしたのである。しかし、共同研究を進めて行くうちに、この研究は時間的にも内容的にも2年で完成することは、とても無理であることを悟るようになった。したがって、ここでは、まずこの間に行って来た研究調査活動を記述し、中間的な報告としては、下記の五つの研究ノートに掲載することにした。

- ① 戦前期・中華民国における海外神社の創立について
- ② 戦後すぐの中国人の日本観
- ③ 日・中・韓の国民間の意識の比較

東アジアにおける国際体制の再編成について (研究ノート)

共同研究者

代表 神奈川大学法学部

郷 田 正 萬

神奈川大学法学部

竹 尾 隆

神奈川大学経済学部

中 村 平 八

神奈川大学外国語学部

中 島 三千男

大 里 浩 秋

横 倉 節 夫

神奈川大学経営学部

田 中 則 仁

はじめに

1989年マルタにおける米ソ首脳会談後、米ソを中心とした国際政治体制の冷戦構造は崩壊し1990年に東西ドイツは統一した。それにも拘らず、東アジアの国際体制は従来の冷戦構造が依然として持続していたが、2000年6月13日から6月15日に亘って行われた韓国と北朝鮮の首脳会議によって、東アジアにおける冷戦体制も急激に変動する徴候が現れるようになった。つまり、1998年に就任した韓国の金大中政権が推進した「太陽政策」によって、南北朝鮮が急激に接近すると同時に、米国のクリントン政権を